

## 第3編 武力攻撃事態等への対処

第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置

第2章 坂出市国民保護対策本部の設置等

第3章 関係機関相互の連携

第4章 警報の伝達等及び避難住民の誘導等

第5章 救援

第6章 安否情報の収集・提供

第7章 武力攻撃災害への対処

第8章 石油コンビナート等に係る  
武力攻撃災害への対処

第9章 島嶼部における全島避難

第10章 被災情報の収集及び報告

第11章 保健衛生の確保その他の措置

第12章 国民生活の安定に関する措置

第13章 特殊標章等の交付及び管理

## 第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置

多数の死傷者が発生したり、建造物が破壊される等の具体的な被害が発生した場合には、当初、その被害の原因が明らかではないことも多いと考えられ、市は、武力攻撃事態等や緊急処理事態の認定が行われる前の段階においても、住民の生命、身体及び財産の保護のために、現場において初動的な被害への対処が必要となる。

また、他の市町村において攻撃が発生している場合や何らかの形で攻撃の兆候に関する情報が提供された場合においても、事案発生時に迅速に対応できるよう、即応体制を強化しておくことが必要となることも考えられる。

このため、かかる事態において初動体制を確立し、関係機関からの情報等を迅速に集約・分析して、その被害の態様に応じた応急活動を行っていくことの重要性にかんがみ、市の初動体制について、次のとおり定める。

### 1 事態認定前における緊急事態連絡室の設置及び初動体制

#### (1) 危機監理室情報収集体制

- ① 市は、現場からの情報により、武力攻撃事態等の可能性のある事案の発生を把握した場合等においては、危機監理室情報収集体制を確立する。
- ② 市は、情報収集や関係機関との連絡調整に努めるとともに、突発的な事案が発生した場合等における調整を行い、あわせて、緊急事態連絡室体制への移行準備を行う。

#### (2) 緊急事態連絡室の設置

- ① 市長は、多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合においては、速やかに、県及び県警察（主に坂出警察署）に連絡を行うとともに、市としての確かつ迅速に対処するため緊急事態連絡室を設置する。緊急事態連絡室は、市対策本部員のうち、事案発生時の対処に不可欠な要員により構成する。

住民からの通報、県からの連絡その他の情報により、市職員が当該事案の発生を把握した場合は、直ちにその旨を市長及び幹部職員等に報告するものとし、消防本部においても、通報を受けた場合の情報伝達の体制を確立するものとする。

- ② 緊急事態連絡室は、消防本部及び各関係機関を通じて当該事案に係る情報収集に努め、県、関係する指定公共機関及び指定地方公共機関等に対して迅速に情報提供を行うとともに、緊急事態連絡室を設置した旨について、県に連絡を行う。この場合、緊急事態連絡室は、迅速な情報の収集及び提供のため、現場における消防機関との通信を確保する。

#### (3) 緊急事態連絡室による初動措置

市は、緊急事態連絡室において、各種の連絡調整に当たるとともに、現場の消防機関による消防法に基づく火災警戒区域又は消防警戒区域の設定、あるいは救助・救急の活動状況を踏まえ、必要により災害対策基本法に基づく避難の指示、警戒区域の設定等の応急措置を行う。ま

た、市長は、国及び県等から入手した情報を消防本部等へ提供するとともに、必要な指示を行う。

市は、警察官職務執行法等に基づき、警察官が行う避難の指示、警戒区域の設定等が円滑になされるよう、緊密な連携を図る。

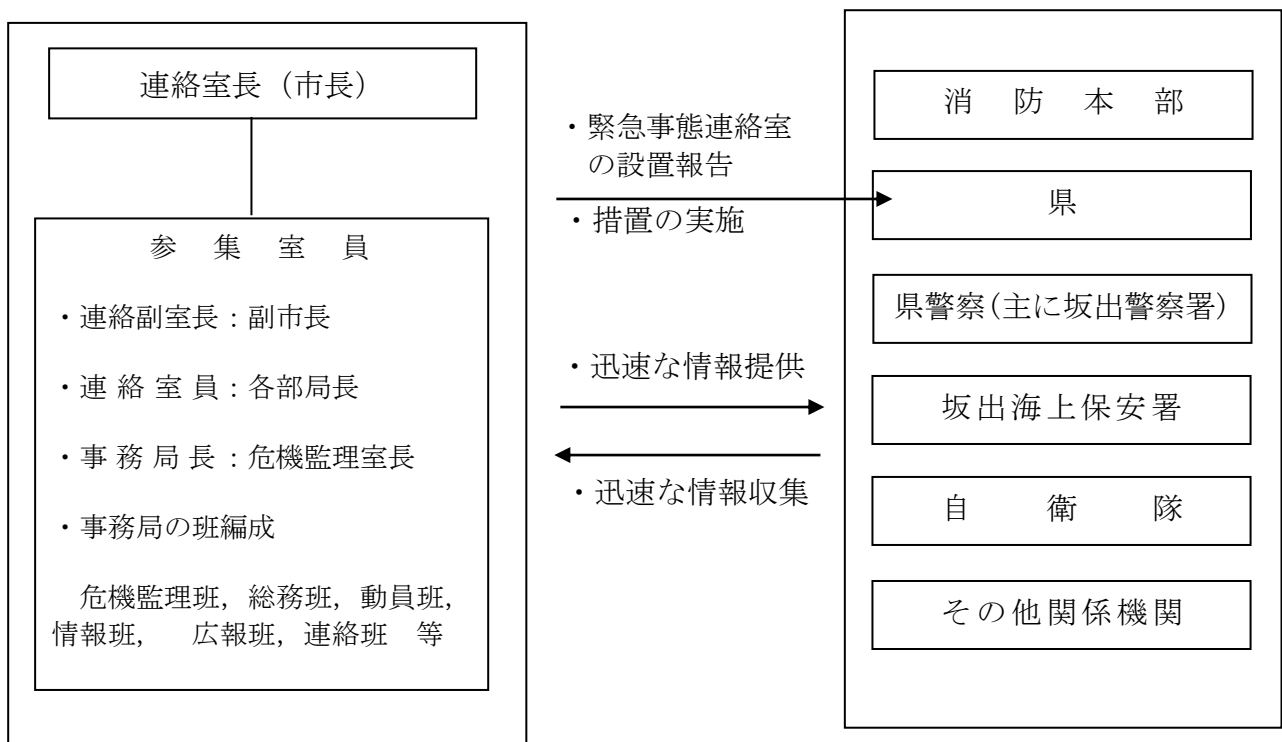
また、市は、政府による事態認定後においては、必要に応じ、退避の指示、警戒区域の設定等国民保護措置を行うほか、市対策本部の設置の指定が行われていない場合においては、県に対し市対策本部設置の指定の要請等の措置の実施要請を行う。

#### (4) 関係機関への支援の要請

市長は、事案に伴い発生した災害への対処に関して、必要があると認めるときは、県や他の市町等に対し支援を要請する。

### 緊急事態連絡室の構成

< 緊急事態連絡室 >



## 2 国民保護対策本部に移行する場合の調整

### (1) 市対策本部を設置すべき指定の通知があった場合

緊急事態連絡室を設置した後に、政府において事態認定が行われ、市対策本部を設置すべき市の指定の通知があった場合には、直ちに市対策本部を設置し、新たな体制に移行するとともに

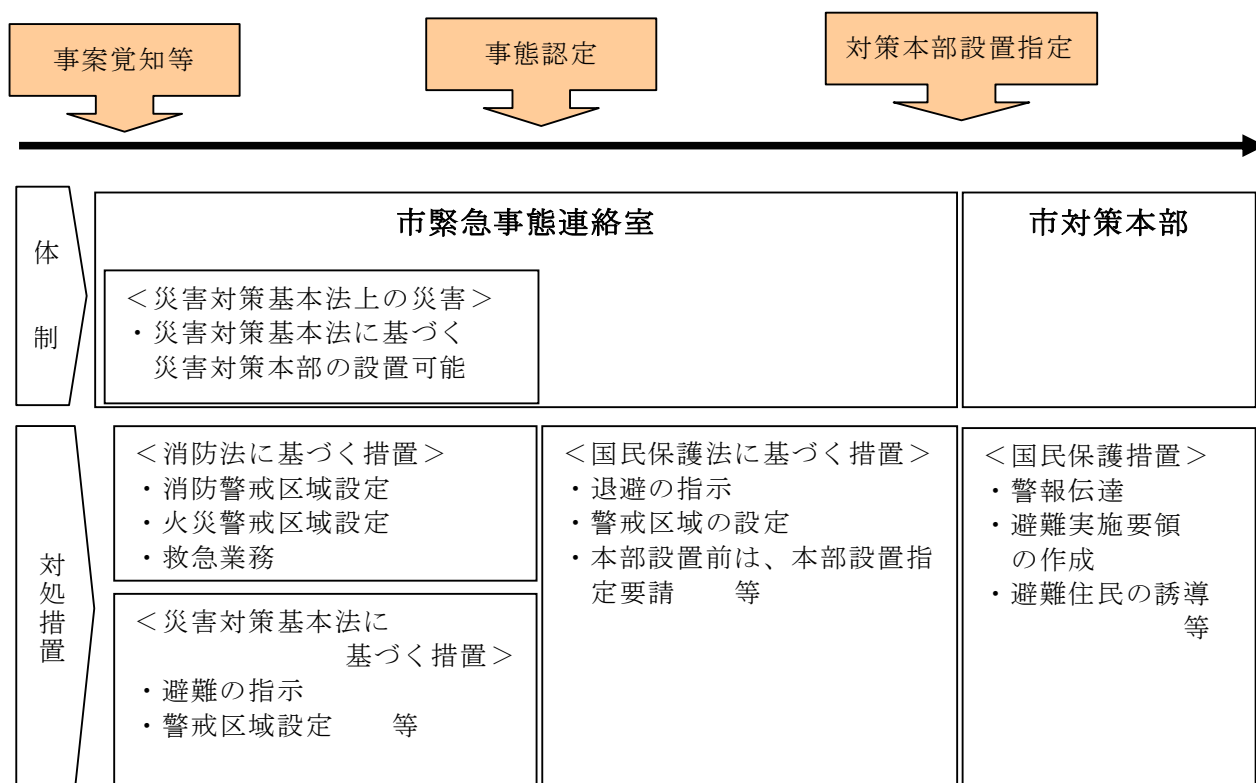
に、緊急事態連絡室は廃止する。

## (2) 災害対策本部による対応を行っていた場合

災害対策基本法に基づく災害対策本部を設置した後に、政府において事態認定が行われ、市対策本部を設置すべき市の指定の通知があった場合には、直ちに市対策本部を設置し、災害対策本部を廃止する。

また、市対策本部長は、市対策本部に移行した旨を全部局に対し、周知徹底する。

市対策本部の設置前に災害対策基本法に基づく避難の指示等の措置を講じている場合には、既に講じた措置に代えて、改めて国民保護法に基づく所要の措置を講じるなど必要な調整を行うものとする。



## 3 武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応

市は、国から県を通じて、警戒態勢の強化等を求める通知や連絡があった場合や武力攻撃事態等の認定が行われたが、市に関して対策本部を設置すべき指定がなかった場合等において、市長が不測の事態に備えた即応体制を強化すべきと判断した場合には、総務課情報収集体制を立ち上げ、又は、緊急事態連絡室を設置して、即応体制の強化を図る。

この場合において、市長は、情報連絡体制の確認、職員の参集体制の確認、関係機関との通信・連絡体制の確認、生活関連等施設等の警戒状況の確認を行い、事案が発生した場合に迅速に対応できるよう必要に応じ全庁的な体制を構築する。

## 第2章 坂出市国民保護対策本部の設置等

市対策本部を迅速に設置するため、設置手順や組織、機能等について、次のとおり定める。

### 1 市対策本部の設置

#### (1) 市対策本部の設置の手順

市対策本部を設置する場合については、次の手順により行う。

- ① 市対策本部を設置すべき市の指定の通知  
市長は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び知事を通じて市対策本部を設置すべき市の指定の通知を受ける。
- ② 市長による市対策本部の設置  
指定の通知を受けた市長は、直ちに市対策本部を設置する。  
事前に緊急事態連絡室を設置していた場合は、市対策本部に切り替えるものとする。
- ③ 市対策本部員及び市対策本部職員等の参集  
市対策本部担当者は、市対策本部員、市対策本部職員等に対し、市対策本部に参集するよう連絡する。
- ④ 市対策本部の開設  
市対策本部担当者は、市庁舎2階応接室に市対策本部を開設するとともに、市対策本部に必要な各種通信システムの起動、資機材の配置等必要な準備を開始する（特に、関係機関が相互に電話、FAX、電子メール等を用いることにより、通信手段の状態を確認。）。  
市長は、市対策本部を設置したときは、市議会に市対策本部を設置した旨を連絡する。
- ⑤ 交代要員の確保等  
市は、防災に関する体制を活用しつつ、交代要員の確保その他職員の配置、食料、燃料等の備蓄、自家発電設備及び仮眠設備の確保等を行う。
- ⑥ 本部の代替機能の確保  
市は、市対策本部が被災した場合等、市対策本部を市庁舎内に設置できない場合に備え、市対策本部の予備施設をあらかじめ指定する。なお、事態の状況に応じ、市長の判断により適宜変更を検討する。  
また、市区域外への避難が必要で、市の区域内に市対策本部を設置することができない場合には、知事と市対策本部の設置場所について協議を行う。

資料編資料3-1：市対策本部の予備施設

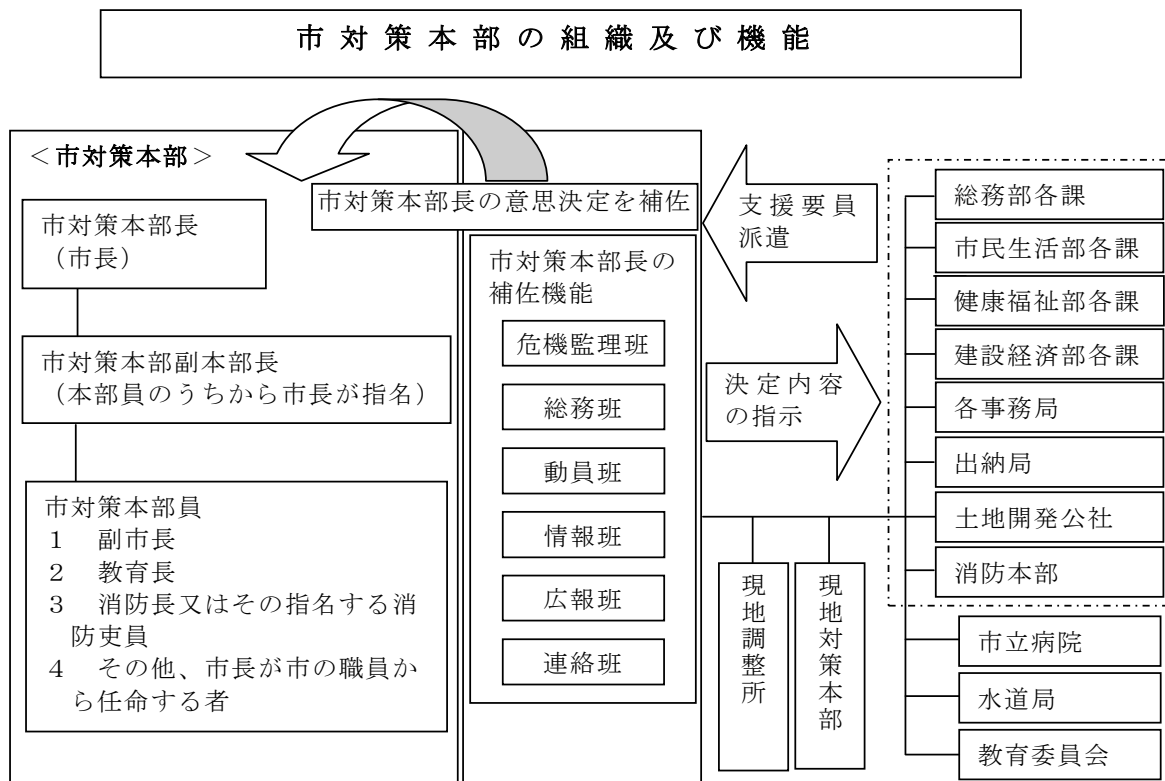
#### (2) 市対策本部を設置すべき市の指定の要請

市長は、市が市対策本部を設置すべき市の指定が行われていない場合において、市における国民保護措置を総合的に推進するために必要があると認める場合には、知事を経由して、内閣総理大臣に対し、市対策本部を設置すべき市の指定を行うよう要請する。

### (3) 市対策本部の組織構成及び機能

市対策本部における決定内容等を踏まえて、各部局において措置を実施するものとする。

市対策本部には、各部局から支援要員を派遣して、円滑な連絡調整を図るものとし、組織構成及び各組織の機能は次のとおりとする。



### (4) 市対策本部における広報等

市は武力攻撃事態等において、情報の錯綜等による混乱を防ぐために、市対策本部における広報公聴体制を整備し、武力攻撃等の状況、国民保護措置の実施状況、被災情報その他の情報等について正確な情報を適時かつ適切に提供する。

#### ① 広報担当者の設置

武力攻撃事態等において住民に正確かつ積極的に情報提供を行うため、広報を一元的に行う「広報担当者」を設置する。

#### ② 広報手段

テレビ・ラジオ放送、有線放送、記者会見、問い合わせ窓口の開設、インターネットホームページ等様々な広報手段を活用して、住民等に迅速に提供できる体制を整備する。

#### ③ 留意事項

ア 広報の内容は、事実に基づく正確な情報であることとし、また、広報の時機を逸することのないよう迅速に対応すること。

イ 市対策本部において重要な方針を決定した場合など、広報する情報の重要性等に応じて、市長自ら記者会見を行うこと。

ウ 県と連携した広報体制を構築すること。

### (5) 市現地対策本部の設置

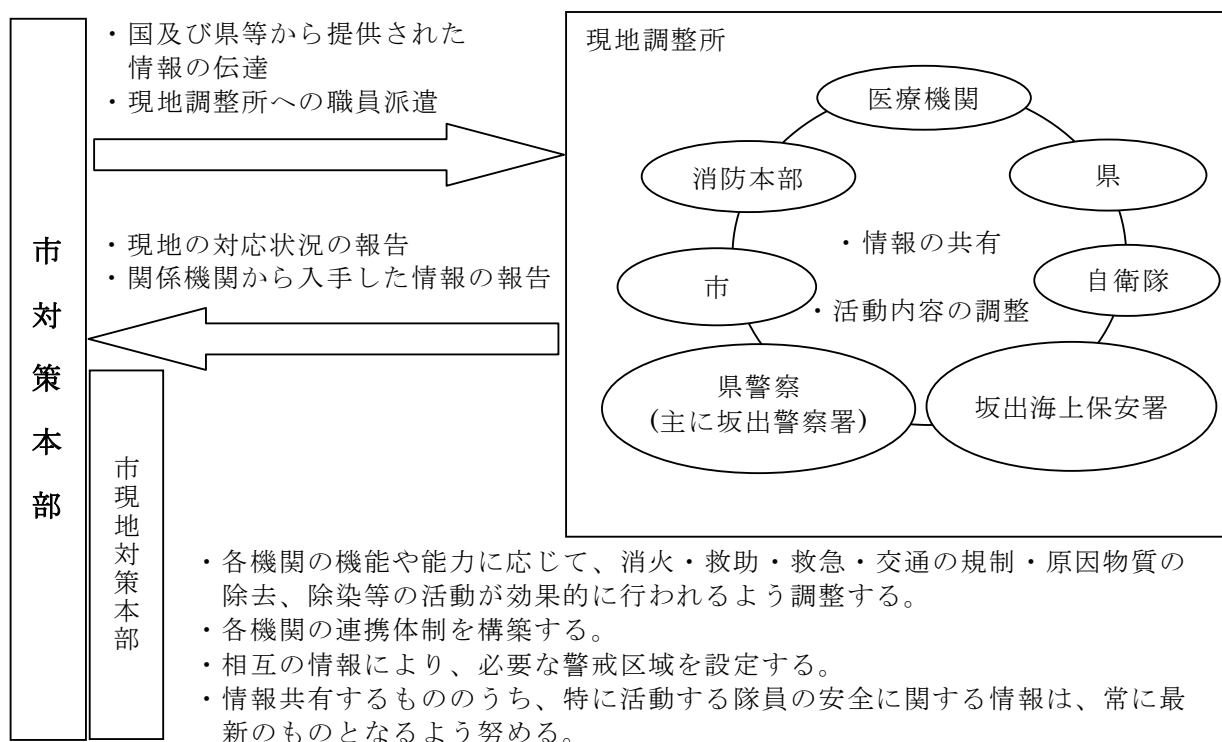
市長は、被災現地における国民保護措置の的確かつ迅速な実施並びに国及び県等の対策本部との連絡及び調整等のため現地における対策が必要であると認めるときは、市対策本部の事務の一部を行うため、市現地対策本部を設置する。

市現地対策本部長や市現地対策本部員は、市対策副本部長、市対策本部員その他の職員のうちから市対策本部長が指名する者をもって充てる。

### (6) 現地調整所の設置

市長は、武力攻撃による災害が発生した場合、その被害の軽減及び現地において措置に当たる要員の安全を確保するため、現場における関係機関（県、消防本部、県警察（主に坂出警察署）、坂出海上保安署、自衛隊、医療機関等）の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、現地調整所を設置し（又は関係機関により現地調整所が設置されている場合は職員を派遣し、）、関係機関との情報共有及び活動調整を行う。

## 現地調整所の組織編成



① 現地調整所は、現場に到着した関係機関が原則として各々の付与された権限の範囲内において情報共有や活動調整を行い、現場における連携した対応を可能とするために設置するものである。

② 現地調整所は、事態発生の現場において現場の活動の便宜のために機動的に設置すること

から、あらかじめ決められた一定の施設や場所に置かれるのではなく、むしろ、現場の活動上の便宜から最も適した場所に、テント等を用いて設置することが一般である。

- ③ 現地調整所においては、現場レベルにおける各機関の代表者が、定時又は随時に会合を開くことで、連携の強化を図ることが必要である。

現地調整所の設置により、市は、消防機関による消火活動及び救助・救急活動の実施及び退避の指示、警戒区域の設定等の権限行使を行う際に、その判断に資する情報収集を行うことにより、現場での関係機関全体の活動を踏まえた国民保護措置の実施や権限を行使することが可能となる。また、現地調整所における最新の情報について、各現場で活動する職員で共有させ、その活動上の安全の確保に生かすことが可能となる。

- ④ 現地調整所については、必要と判断した場合には、市域における国民保護措置を総合的に推進する役割を担う市が積極的に設置することが必要であるが、他の対処に当たる機関が既に設置している場合には、市の職員を積極的に参画させることが必要である。

現地調整所で調整する関係機関のメンバーをあらかじめ定めることは困難であるが、市は、国民保護協議会や訓練を通じて、その運用の手順等について意見交換を行うことが重要である。

## (7) 市対策本部長の権限

市対策本部長は、その区域における国民保護措置を総合的に推進するため、各種の国民保護措置の実施に当たっては、次に掲げる権限を適切に行使して、国民保護措置の的確かつ迅速な実施を図る。

- ① 市の区域内の国民保護措置に関する総合調整

市対策本部長は、市の区域に係る国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、市が実施する国民保護措置に関する総合調整を行う。

- ② 県対策本部長に対する総合調整の要請

市対策本部長は、県対策本部長に対して、県並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置に関して所要の総合調整を行うよう要請する。

また、市対策本部長は、県対策本部長に対して、国の対策本部長が指定行政機関及び指定公共機関が実施する国民保護措置に関する総合調整を行うよう要請することを求める。

この場合において、市対策本部長は、総合調整を要請する理由、総合調整に係る機関等、要請の趣旨を明らかにする。

- ③ 情報の提供の求め

市対策本部長は、県対策本部長に対し、市の区域に係る国民保護措置の実施に関し、総合調整を行うため必要があると認めるときは、必要な情報の提供を求める。

- ④ 国民保護措置に係る実施状況の報告又は資料の求め

市対策本部長は、総合調整を行うに際して、当該総合調整の関係機関に対し、市の区域に係る国民保護措置の実施の状況について報告又は資料の提出を求める。

- ⑤ 教育委員会に対する措置の実施の求め

市対策本部長は、教育委員会に対し、市の区域に係る国民保護措置を実施するため、必要な限度において、必要な措置を講じるよう求める。



この場合において、市対策本部長は、措置の実施を要請する理由、要請する措置の内容等、当該求めの趣旨を明らかにして行う。

#### (8) 市対策本部の廃止

市長は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び知事を経由して、市対策本部を設置すべき市の指定の解除の通知を受けたときは、遅滞なく、市対策本部を廃止する。

## 2 通信の確保

### (1) 情報通信手段の確保

市は、携帯電話、衛星携帯電話、移動系市防災行政無線等の移動系通信回線若しくは、インターネット、L GWAN（総合行政ネットワーク）、同報系無線等の固定系通信回線の利用又は臨時回線の設定等により、市対策本部と市現地対策本部、現地調整所、要避難地域、避難先地域等との間で国民保護措置の実施に必要な情報通信手段を確保する。

### (2) 情報通信手段の機能確認

市は、必要に応じ、情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた情報通信施設の応急復旧作業を行うこととし、そのための要員を直ちに現場に配置するよう電気通信事業者に要請する。また、直ちに県にその状況を連絡する。

### (3) 通信輻輳により生じる混信等の対策

市は、武力攻撃事態等における通信輻輳により生じる混信等の対策のため、必要に応じ、通信運用の指揮要員等を避難先地域等に配置し、自ら運用する無線局等の通信統制等を行うなど通信を確保するための措置を講じるよう努める。

## 第3章 関係機関相互の連携

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国、県、他の市町、指定公共機関及び指定地方公共機関、その他関係機関と相互に密接に連携することとし、それぞれの関係機関と市との連携を円滑に進めるために必要な事項について、次のとおり定める。

### 1 国及び県の対策本部との連携

#### (1) 国及び県の対策本部との連携

市は、県の対策本部及び国の対策本部（県経由）と各種の調整や情報共有を行うこと等により密接な連携を図る。

#### (2) 国及び県の現地対策本部との連携

市は、国及び県の現地対策本部が設置された場合は、連絡員を派遣すること等により、当該本部と緊密な連携を図る。

また、運営が効率的であると判断される場合には、必要に応じて、国及び県と調整の上、共同で現地対策本部を設置し、適宜情報交換等を行うとともに、共同で現地対策本部の運用を行う。

### 2 知事等への措置要請

#### (1) 知事等への措置要請

市長その他市の執行機関（以下「市長等」という。）は、当該市の区域における国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、知事その他県の執行機関（以下「知事等」という。）に対し、その所掌事務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、市は、要請する理由、活動内容等をできる限り明らかにする。

#### (2) 知事等に対する指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への措置要請の求め

市長等は、当該市の区域における国民保護措置の求めを的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、知事等に対し、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への要請を行うよう求める。

#### (3) 指定公共機関、指定地方公共機関への措置要請

市長等は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、関係する指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、その業務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、市は、当該機関の業務内容に照らし、要請する理由や活動内容等をできる限り明らかにする。

### 3 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等

(1) 市長は、国民保護措置を円滑に実施するため必要があると認めるときは、知事に対し、自衛隊の部隊等の派遣の要請を行うよう求める（国民保護等派遣）。要請を行う場合には、次の事項を明らかにするとともに、文書により行う。ただし、事態が緊迫して文書によることができない場合には、口頭又は電話その他の通信手段により行う。

- ① 武力攻撃災害の状況及び派遣を要請する事由
- ② 派遣を希望する期間
- ③ 派遣を希望する区域及び活動内容
  - ア 避難住民の誘導（誘導、集合場所での人員整理、避難状況の把握等）
  - イ 避難住民等の救援（食品の給与及び飲料水の供給、医療の提供、被災者の捜索及び救出等）
  - ウ 武力攻撃災害への対処（被災状況の把握、人命救助活動、消防及び水防活動、NBC攻撃による汚染への対処等）
  - エ 武力攻撃災害の応急の復旧（危険な瓦礫の除去、施設等の応急復旧、汚染の除去等）
- ④ その他参考となるべき事項

また、通信の途絶等により知事に対する自衛隊の部隊等の派遣の要請の求めができない場合は、当該区域を担当区域とする地方協力本部長又は市国民保護協議会の委員である隊員を通じて、陸上自衛隊にあっては当該区域を担当区域とする方面総監、海上自衛隊にあっては当該区域を警備区域とする地方総監、航空自衛隊にあっては当該区域を担当区域とする航空方面隊司令官等を介し、防衛大臣に連絡する。

(2) 市長は、国民保護等派遣を命ぜられた部隊のほか、防衛出動及び治安出動（内閣総理大臣の命令に基づく出動（自衛隊法第78条）及び知事の要請に基づく出動（自衛隊法第81条））により出動した部隊とも、市対策本部及び現地調整所において緊密な意思疎通を図る。

### 4 他の市町長等に対する応援の要求、事務の委託

#### (1) 他の市町長等への応援の要求

- ① 市長等は、必要があると認めるときは、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにしたうえで、他の市町長等に対して応援を求める。
- ② 応援を求める市町との間であらかじめ相互応援協定等が締結されている場合には、その相互応援協定等に基づき、応援を求める。

#### (2) 知事等への応援の要求

市長等は、必要があると認めるときは、知事等に対し応援を求める。この場合、応援を求め

る理由、活動内容等を具体的に明らかにする。

### (3) 事務の一部の委託

- ① 市が、国民保護措置の実施のため、事務の全部又は一部を他の地方公共団体に委託するときは、平素からの調整内容を踏まえ、次の事項を明らかにして委託を行う。
  - ア 委託事務の範囲並びに委託事務の管理及び執行の方法
  - イ 委託事務に要する経費の支弁の方法
  - ウ その他委託事務に関し、必要な事項
- ② 市は、他の地方公共団体に事務を委託し、又はその委託に係る事務を変更した場合は、その旨及び前号ア～ウの事項を公示する。また、事務の委託を廃止した場合は、その旨を公示する。いずれの場合においても、市はその内容を知事に届け出る。
- ③ 事務の委託又は委託に係る事務の変更若しくは事務の廃止を行った場合は、市長はその内容を速やかに議会に報告する。

## 5 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請等

- (1) 市は、国民保護措置の実施のため必要があるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は特定指定公共機関（指定公共機関である特定独立行政法人をいう。）に対し、当該機関の職員の派遣の要請を行う。

また、必要があるときは、地方自治法の規定に基づき、他の地方公共団体に対し職員の派遣を求める。
- (2) 市は、(1)の要請等を行うときは、県を経由して行う。ただし、人命の救助等のために緊急を要する場合は、直接要請等を行う。また、当該要請等を行っても必要な職員の派遣が行われない場合等において、国民保護措置の実施のため必要があるときは、県を経由して総務大臣に対し、(1)の職員の派遣について、あつせんを求める。

## 6 市の行う応援等

### (1) 他の市町に対して行う応援等

- ① 市は、他の市町から応援の求めがあった場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合等、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。
- ② 他の市町から国民保護措置に係る事務の委託を受けた場合、市長は所定の事項を議会に報告し、市は公示するとともに県に届け出る。

## (2) 指定公共機関又は指定地方公共機関に対して行う応援

市は、指定公共機関又は指定地方公共機関の行う国民保護措置の実施について、労務、施設、設備又は物資の確保についての応援を求められた場合には、求められた応援を実施することができない場合や他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合等、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

## 7 ボランティア団体等に対する支援等

### (1) 自主防災組織等に対する支援

市は、自主防災組織による警報の内容の伝達、自主防災組織や自治会長等の地域のリーダーとなる住民による避難住民の誘導等の実施に関する協力について、その安全を十分に確保し、適切な情報の提供や、活動に対する資材の提供等により、自主防災組織等に対する必要な支援を行う。

### (2) ボランティア活動への支援等

市は、日本赤十字社、社会福祉協議会その他のボランティア関係団体との連携を図り、武力攻撃事態等においてボランティア活動が円滑に行われるよう、活動環境の整備等を図る。

武力攻撃事態等においては、ボランティア関係団体と相互に協力し、被災地又は避難先地域におけるニーズや活動状況の把握、ボランティアへの情報提供、ボランティアの登録・派遣調整等の受入体制の確保等に努め、ボランティアの安全を十分に確保するとの観点から、武力攻撃事態等の状況を踏まえ、その適否を判断し効果的な活用を図る。

また、登録・派遣調整を担い、活動拠点となるボランティアセンターの円滑な運営やボランティアの生活環境等に配慮する。

### (3) 民間からの救援物資の受入れ

市は、県や関係機関等と連携し、国民、企業等からの救援物資について受入れを希望するものを把握し、その内容のリスト及び送り先を自ら及び対策本部を通じて国民に公表するよう努めるものとする。また、救援物資の受入れ、仕分け、避難所への配送等の体制の整備等を図る。

## 8 住民への協力要請

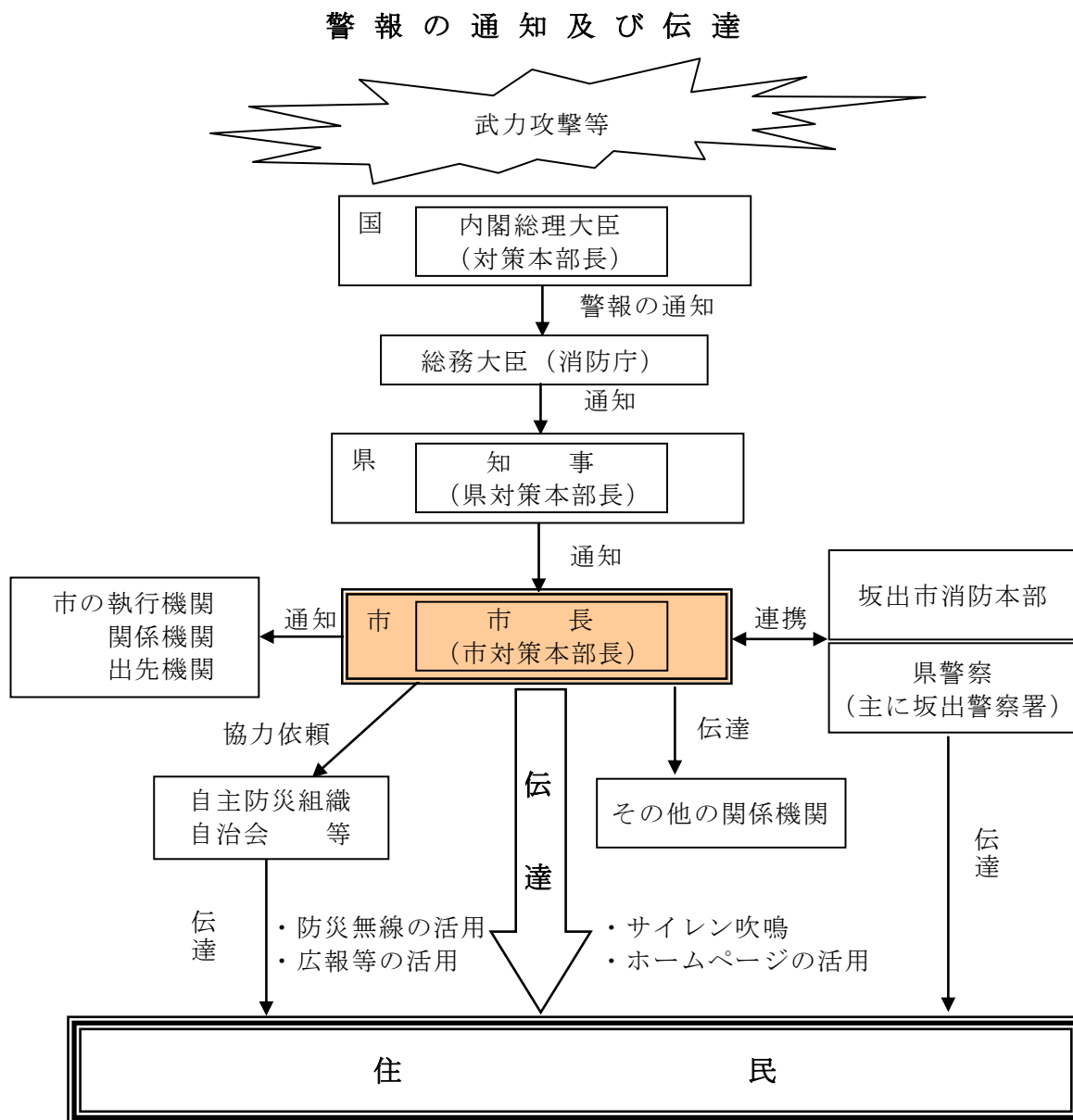
市は、国民保護法の規定により、次に掲げる措置を行うために必要があると認める場合には、住民に対し、必要な援助についての協力を要請する。この場合において、要請を受けて協力する者の安全の確保に十分に配慮する。

- 避難住民の誘導
- 避難住民等の救援
- 消火、負傷者の搬送、被災者の救助その他の武力攻撃災害への対処に関する措置
- 保健衛生の確保

## 第4章 警報の伝達等及び避難住民の誘導等

### 第1 警報の伝達等

市は、武力攻撃事態等において、住民の生命、身体及び財産を保護するため、警報の内容の迅速かつ的確な伝達及び通知を行うことが極めて重要であることから、警報の伝達及び通知に必要な事項について、次のとおり定める。



#### 1 警報の内容の通知及び伝達

##### (1) 警報の内容の通知

- ① 市は市の執行機関及び関係機関（教育委員会、農業委員会、選挙管理委員会等）に対し、警報の内容を通知する。
- ② 市は、警報が発令された旨の報道発表については速やかに行うとともに、市のホームペー

ジ (<http://www.city.sakaide.lg.jp/>) に警報の内容を掲載する。

## (2) 警報の内容の伝達

市は、県から警報の内容の通知を受けた場合には、あらかじめ定められた伝達方法（伝達先、手段、伝達順位）により、速やかに住民及び関係のある公私の団体（消防団、自主防災組織、自治会、社会福祉協議会、農業協同組合、漁業協同組合、商工会議所、青年会議所、病院、学校等）に警報の内容を伝達する。

資料編資料 3-2: 警報を伝達すべき「関係団体」

## 2 警報の内容の伝達方法

(1) 警報の内容の伝達方法については、当面は現在市が保有する伝達手段に基づき、原則として次の要領により行う。

- ① 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市が含まれる場合においては、原則として、サイレンを最大音量で吹鳴して住民に注意喚起した後、武力攻撃事態等において警報が発令された事実等を周知する。
- ② 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市が含まれない場合においては、原則として、サイレン吹鳴装置による警報が発令された事実等の周知（サイレンは吹鳴しない。）やホームページへの掲載をはじめとする手段により、周知を図る。  
なお、市長が特に必要と認める場合には、サイレンを使用して住民に周知を図る。

また、広報車の使用、消防団や自主防災組織による伝達、自治会等への協力依頼などの効果的な方法も検討するものとする。

なお、警報の伝達に関しては、弾道ミサイル攻撃のように対処に時間的余裕がない場合も想定されるため、そのような場合も含めた警報の伝達のあり方については、内閣官房による国民保護情報の収集・伝達手段のあり方の検討、消防庁における全国瞬時警報システムの導入等、今後具体化を図るものとする。

(2) 市長は、消防機関と連携し、あるいは自主防災組織等の自発的な協力を得ることなどにより、住民等に警報の内容を伝達することができるよう、体制を整備する。

この場合において、消防本部は保有する車両・装備を有効に活用し、巡回等による伝達を行うとともに、消防団は、平素からの地域との密接なつながりを活かし、自主防災組織、自治会や災害時要援護者等への個別の伝達を行うなど、それぞれの特性を活かした効率的な伝達が行なわれるように配慮する。

また、市は、県警察（主に坂出警察署）の交番、駐在所、パトカー等の勤務員による拡声機や標示を活用した警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察（主に坂出警察署）と緊密な連携を図る。

(3) 警報の内容の伝達においては、災害時要援護者のうち高齢者、障害者、外国人等情報の伝達に援護を要する者に対して配慮するものとし、避難などに備えられるような体制の整備に努める。

(4) 警報の解除の伝達については、武力攻撃予測事態及び武力攻撃事態の双方において、原則として、サイレンは使用しないこととする（その他は警報の発令の場合と同様とする。）。

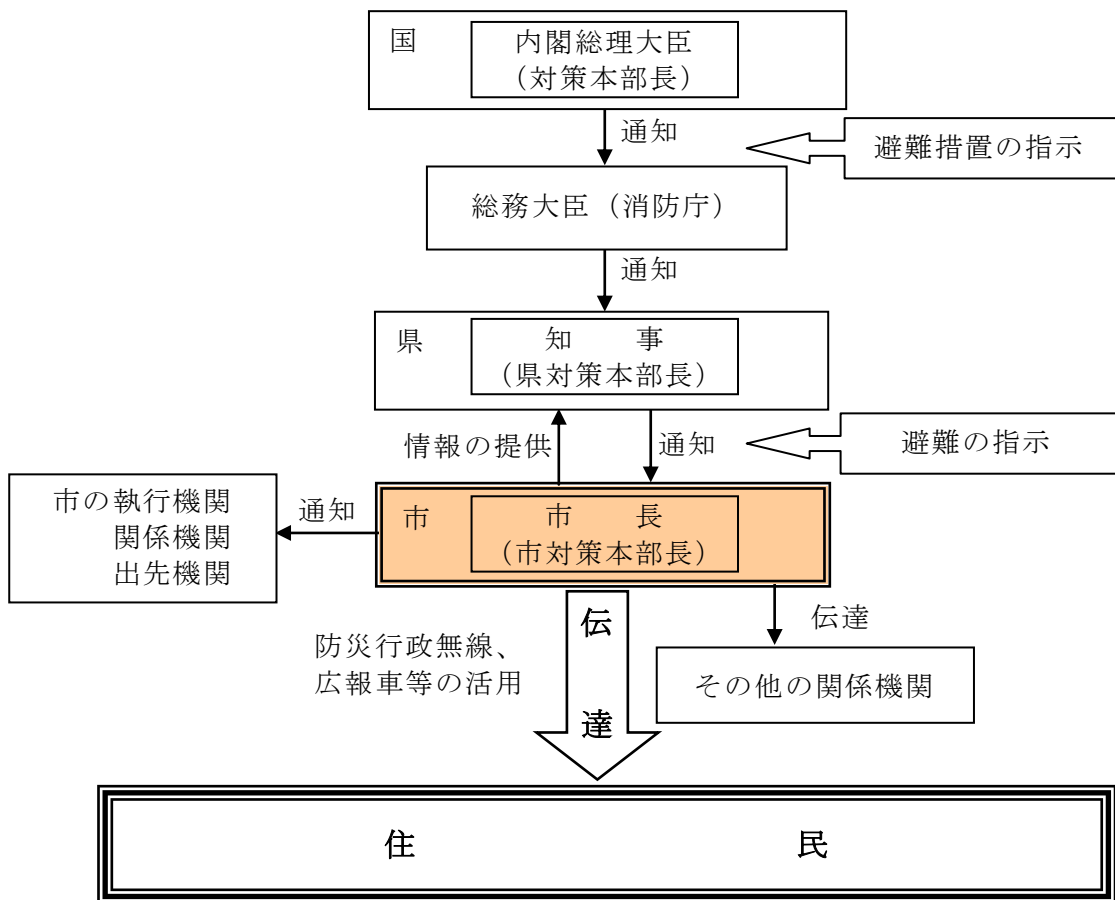
### 3 緊急通報の通知及び伝達

緊急通報の住民や関係機関への通知及び伝達方法については、原則として警報の通知及び伝達方法と同様とする。

## 第2 避難住民の誘導等

市は、県の避難の指示に基づいて、避難実施要領を作成し、避難住民の誘導を行うこととなる。市が住民の生命、身体、財産を守るための責務の中でも非常に重要なプロセスであることから、避難の指示の住民等への通知及び伝達並びに避難住民の誘導について、次のとおり定める。

### 避難の指示の通知及び伝達



※市長は、避難の指示受領後、速やかに避難実施要領を作成し、通知・伝達を行う。



## 1 避難の指示の通知及び伝達

- ① 市長は、知事が避難の指示を迅速かつ的確に行えるよう、事態の状況を踏まえ、被災情報や現場における事態に関する情報、避難住民数、避難誘導の能力等の状況について、収集した情報を迅速に県に提供する。
- ② 市長は、知事による避難の指示が行われた場合には、「警報の内容の通知」（55ページ）に準じて、その内容を市の執行機関等に対して迅速に通知する。
- ③ 市長は、知事による避難の指示が行われた場合には、「警報の内容の伝達」（56ページ）に準じて、その内容を住民等に対して迅速に伝達する。

## 2 避難実施要領の策定

### (1) 避難実施要領の策定

市長は、避難の指示の通知を受けた場合は、直ちに、あらかじめ策定した避難実施要領のパターンを参考にしつつ、避難の指示の内容に応じた避難実施要領の案を作成するとともに、当該案について、各執行機関、消防本部、県、県警察（主に坂出警察署）、坂出海上保安署、自衛隊等の関係機関の意見を聴いた上で、迅速に避難実施要領を策定する。

その際、避難実施要領の通知及び伝達が、避難の指示の通知後速やかに行えるよう、その迅速な作成に留意する。

また、避難の指示の内容が修正された場合又は事態の状況が変化した場合には、直ちに避難実施要領の内容を修正する。

避難実施要領は、避難誘導に際して、避難の実施に関する事項を住民に示すとともに、活動にあたる様々な関係機関が共通の認識のもとで避難を円滑に行えるようにするために策定するものであり、市の国民保護計画作成の基準として、県国民保護計画（89ページ）に記載されている「避難実施要領の作成の際の主な留意事項」の内容に沿った記載を行うことが基本である。ただし、緊急の場合には、時間的な余裕がないことから、事態の状況等を踏まえて、決定事項を箇条書きにするなど、避難実施要領を簡潔な内容のものとすることもありうる。

県国民保護計画に記載されている「避難実施要領作成の際の主な留意事項」を次に示す。

- ① 要避難地域及び避難住民の誘導の実施単位
- ② 避難先
- ③ 一時集合場所及び集合方法
- ④ 集合時間
- ⑤ 集合に当たっての留意事項
- ⑥ 避難の手段及び避難の経路
- ⑦ 市職員、消防職団員の配置等
- ⑧ 高齢者、障害者その他特に配慮を要する者への対応
- ⑨ 要避難地域における残留者の確認
- ⑩ 避難誘導中の食料等の支援

- ⑪ 避難住民の携行品，服装
- ⑫ 避難誘導から離脱してしまった際の緊急連絡先等

## (2) 避難実施要領の策定における考慮事項

避難実施要領の策定に関しては，次の点に考慮する。

- ① 避難の指示の内容の確認（地域ごとの避難の時期，優先度，避難の形態）
- ② 事態の状況の把握（警報の内容や被災情報の分析）  
（特に，避難の指示以前に自主的な避難が行われる状況も勘案）
- ③ 避難住民の概数把握
- ④ 誘導の手段の把握（屋内避難，徒歩による移動避難，長距離避難（運送事業者である指定地方公共機関等による輸送））
- ⑤ 輸送手段の確保の調整（※輸送手段が必要な場合）  
（県との役割分担，運送事業者との連絡網，一時避難場所の選定）
- ⑥ 要援護者の避難方法の決定（避難支援プラン，災害時要援護者支援班の設置）
- ⑦ 避難経路や交通規制の調整（具体的な避難経路，県警察との避難経路の選定・自家用車等の使用に係る調整，道路の状況に係る道路管理者との調整）
- ⑧ 職員の配置（各地域への職員の割り当て，現地派遣職員の選定）
- ⑨ 関係機関との調整（現地調整書の設置，連絡手段の確保）
- ⑩ 自衛隊等の行動と避難経路や避難手段の調整（県対策本部との調整，国の対策本部長による利用指針を踏まえた対応）

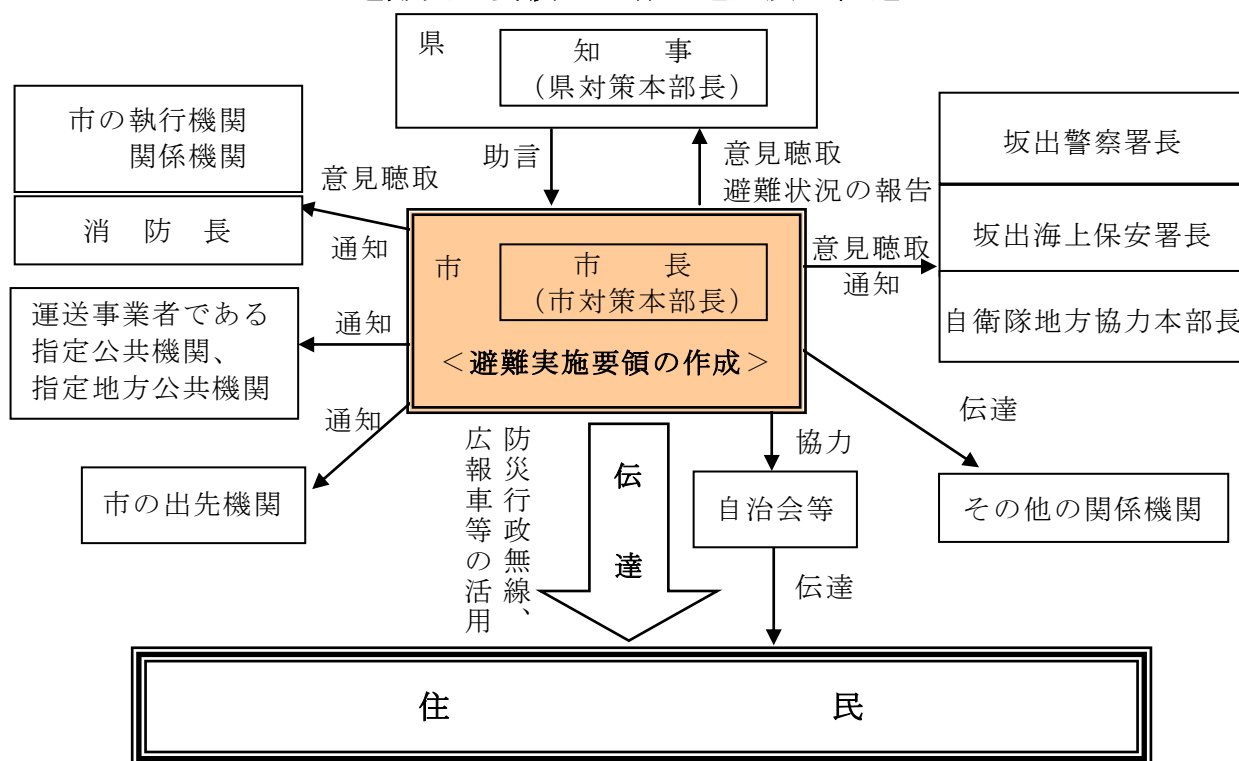
## (3) 避難実施要領の内容の通知及び伝達

市長は，避難実施要領を策定後，直ちにその内容を市の他の執行機関，消防長，坂出警察署長，坂出海上保安署長及び自衛隊地方協力本部長並びにその他の関係機関に通知する。

また，市長は，直ちにその内容を住民及び関係のある公私の団体に伝達する。その際，住民に対しては，迅速な対応が取れるよう各地域の住民に関係する情報を的確に伝達するように努める。

資料編資料 3 - 3 : 避難実施要領（案）

### 避難実施要領の内容の通知及び伝達



## 3 避難住民の誘導等

### (1) 市長による避難住民の誘導

市長は、避難実施要領で定めるところにより、市の職員並びに消防長及び消防団長を指揮し、避難住民を誘導する。その際、避難実施要領の内容に沿って自治会、学校、事業所等を単位として誘導を行う。ただし緊急の場合には、この限りではない。

また、市長は、避難実施要領に沿って、避難経路の要所要所に職員を配置して、各種の連絡調整に当たらせるとともに、行政機関の車両や案内板を配置して、誘導の円滑化を図る。

また、職員には、住民に対する避難誘導活動への理解や協力を得られるよう、毅然とした態度での活動を徹底させ、防災服、腕章、旗、特殊標章等を携行させる（特に、都市部等の人的関係が希薄な地域や昼間人口が多い地域では重要である。）。

なお、夜間では、暗闇の中における視界の低下により、人々の不安も一層高まる傾向にあることから、避難誘導員が避難経路の要所要所において、夜間照明（投光器具、車のヘッドライト等）を配備するなど住民の不安軽減のため必要な措置を講じる。

### (2) 消防機関の活動

消防本部は、消火活動及び救助・救急活動の状況を勘案しつつ、市長の定める避難実施要領に基づき、要所に消防車両等を配置し、車載の拡声器を活用する等効果的な誘導を実施するとともに、災害時要援護者のうち自力歩行が困難な者の人員輸送車両による輸送を行う等、保有する装備を有効活用した避難住民の誘導を行う。

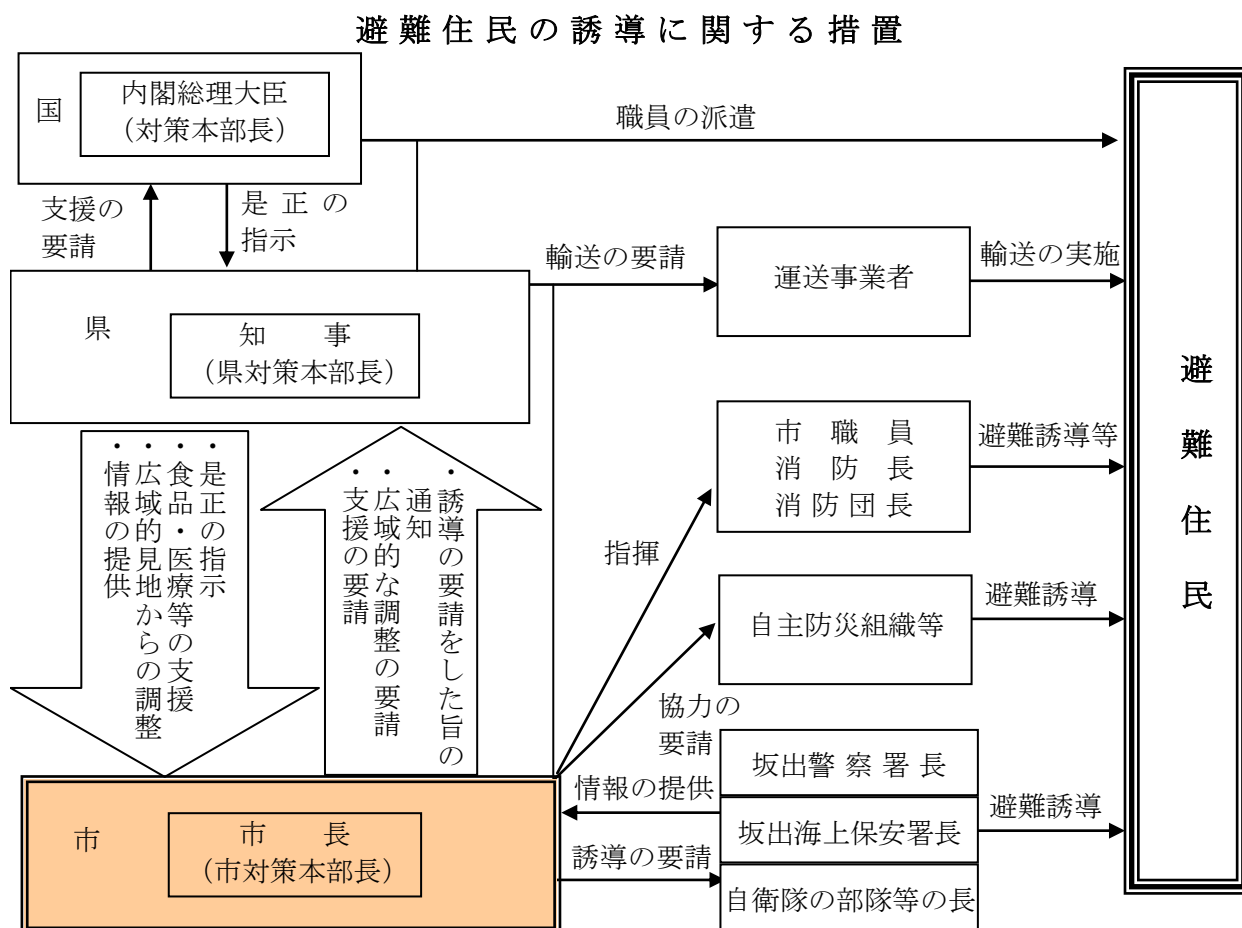
消防団は、消火活動及び救助・救急活動について、消防本部と連携しつつ、自主防災組織、自治会等と連携した避難住民の誘導を行うとともに、災害時要援護者に関する情報の確認や要避難地域内残留者の確認を担当する等、地域とのつながりを活かした活動を行う。

### (3) 避難誘導を行う関係機関との連携

市長は、避難実施要領の内容を踏まえ、市の職員及び消防機関のみでは十分な対応が困難であると認めるときは、坂出警察署長、坂出海上保安署長又は国民保護措置の実施を命じられた自衛隊の部隊等の長に対して、警察官、海上保安官又は自衛官（以下「警察官等」という。）による避難住民の誘導を要請する。この場合において、市長はその旨を知事に通知する。

また、警察官等が避難住民の誘導を行う場合に、警察署長等から協議を受けた際は、市長は、その時点における事態の状況や避難誘導の状況に照らして、交通規制等関係機関による必要な措置が円滑に行われるよう所要の調整を行う。

これらの誘導における現場での調整を円滑に行い、事態の変化に迅速に対応できるよう、市長は、事態の規模・状況に応じて現地調整所を設け、関係機関との情報共有や活動調整を行う。



### (4) 自主防災組織等に対する協力の要請

市長は、避難住民の誘導に当たっては、自主防災組織や自治会の会長等、地域においてリーダーとなる住民に対して、避難住民の誘導に必要な援助について協力を要請する。

### (5) 誘導時における食品の給与等の実施や情報の提供

市長は、避難住民の誘導に際しては、県と連携して、食品の給与、飲料水の供給、医療の提供その他の便宜を図る。

市長は、避難住民の心理を勘案し、避難住民に対して必要な情報を適時適切に提供する。その際、避難住民の不安の軽減のために、可能な限り事態の状況等とともに行政側の対応についての情報を提供する。

#### (6) 災害時要援護者への配慮

市長は、災害時要援護者の避難を万全に行うため、社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障害者団体等と協力して、災害時要援護者への連絡、輸送手段の確保を的確に行うものとする。

#### (7) 残留者への対応

避難の指示に従わずに要避難地域にとどまる者に対しては、事態の状況等に関する情報に基づき丁寧な説明を行い、避難の指示に従うよう説得に努めるとともに、避難に伴う混雑等により危険な事態が発生する場合には、必要な警告や指示を行う。

#### (8) 避難所等における安全確保等

市は、県警察（主に坂出警察署）が行う被災地、避難所等における犯罪の予防のための活動に必要な協力を行うとともに県警察（主に坂出警察署）と協力し住民等からの相談に対応するなど住民等の不安の軽減に努める。

#### (9) 動物の保護等に関する配慮

市は「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について」（平成17年8月31日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知）を踏まえ、次の事項等について、所要の措置を講じるよう努める。

- ・危険動物等の逸走対策
- ・要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等

#### (10) 通行禁止措置の周知

道路管理者たる市は、道路の通行禁止等の措置を行ったときは、県警察（主に坂出警察署）と協力して、直ちに、住民等に周知徹底を図るよう努める。

#### (11) 県に対する要請等

市長は、避難住民の誘導に際して食品、飲料水、医療等が不足する場合には、知事に対して、必要な支援の要請を行う。その際、特に県による応急医療体制との連携に注意する。

また、避難住民の誘導に係る資源配分について他の市町と競合するなど広域的な調整が必要な場合は、知事に対して、所要の調整を行うよう要請する。

市長は、知事から、避難住民の誘導に関して、是正の指示があったときは、その指示の内容を踏まえて、適切な措置を講じる。

(12) 避難住民の輸送の求め等

市長は、避難住民の輸送が必要な場合において、県との調整により、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対して、避難住民の輸送を求める。

市長は、運送事業者である指定公共機関、指定地方公共機関が正当な理由なく輸送の求めに応じないと認めるときは、指定公共機関にあっては、県を通じて国の対策本部長に対し、指定地方公共機関にあっては、県対策本部長にその旨を通知する。

(13) 避難住民の復帰のための措置

市長は、避難の指示が解除された時は、避難住民の復帰に関する要領を作成し、避難住民を復帰させるため必要な措置を講じる。

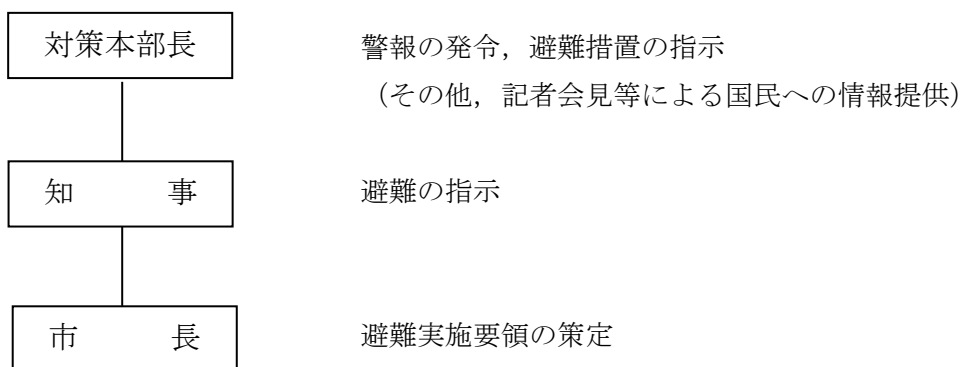
(14) 武力攻撃事態等の類型に応じた留意事項

弾道ミサイル攻撃の場合

- ① 弾道ミサイル攻撃においては、実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、住民は屋内に避難することが基本であるので、できるだけ近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設や建築物の地階等の地下施設に避難することとなる。
- ② 以下の措置の流れを前提として、避難実施要領に内容は、あらかじめ出される避難措置の指示及び避難の指示に基づき、弾道ミサイルが発射された段階で迅速に個人が対応できるように、その取るべき行動を周知することが主な内容となる。

(弾道ミサイル攻撃の場合の措置の流れ)

ア 対策本部長は、弾道ミサイルの発射が差し迫っているとの警報を発令、避難措置を指示



イ 実際に弾道ミサイルが発射されたときは、対策本部長がその都度警報を発令

- ③ 弾道ミサイル攻撃については、発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難である。このため、弾道ミサイルの主体（国又は国に準じる者）の意図等により攻撃目標は変化するとともに、その保有する弾道ミサイルの精度により、実際の着弾地点は変わってくる。このため、すべての市に着弾の可能性があり得るものとして、対応を考える必要がある。

また、急襲的に航空攻撃が行われる場合についても、弾道ミサイルの場合と同様の対応をとるものとする。

#### ゲリラ・特殊部隊による攻撃の場合

ゲリラ・特殊部隊による攻撃については、相手の攻撃の意図や目的により、攻撃の態様も様々であるが、少人数のグループにより行われるため、使用可能な武器も限定され、被害の範囲も一般には狭い範囲に限定される。

特に、最小限の攻撃で最大の心理的又は物理的効果を生じさせることが考えられることから、都市部の政治経済の中核、ダム、危険物質等の取扱所などは、攻撃を受ける可能性が一般に高く、注意が必要である。

① ゲリラ・特殊部隊による攻撃においても、対策本部長の避難措置の指示及び知事による避難の指示を踏まえて、避難実施要領を策定し、迅速に避難住民の誘導を実施することが基本である。

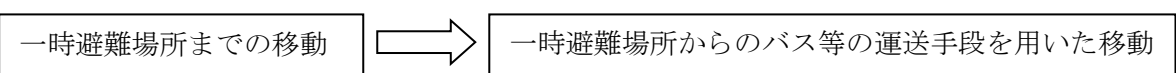
なお、急襲的な攻撃に際しては、避難措置の指示を待たずに、退避の指示、警戒区域の設定等を行う必要が生じるが、その際にも、事後に避難措置の指示が出されることが基本である。

② ゲリラ・特殊部隊による攻撃からの避難は、多くの場合は、攻撃の排除活動と並行して行われることが多いことから、警報の内容等とともに、現場における自衛隊、海上保安部等及び県警察からの情報や助言等を踏まえて、最終的には、住民を要避難地域の外に避難させることとなる。

その際、武力攻撃がまさに行われており、住民に危害が及ぶおそれがある地域については、攻撃当初は一時的に屋内に避難させ、移動の安全が確保された後、適切な避難先に移動させることが必要となる。

③ 以上から避難実施要領の策定に当たっては、各執行機関、消防本部、県、県警察（主に坂出警察署）、坂出海上保安署、自衛隊等の関係機関の意見を聴き、それらの機関からの情報や助言を踏まえて、避難の方法を策定することが必要であり、また、事態の変化に機敏に対応するため、現場における関係機関の情報を共有し、関係機関からの助言に基づく確かな措置を実施できるよう、現地調整所を設けて活動調整に当たることとする。

ア 避難に比較的時間の余裕がある場合の対応



といった手順が一般には考えられる。

イ 昼間の都市部において突発的に事案が発生した場合の対応

当初の段階では、個々人がその判断により危険回避のための行動を取るとともに、消防本部、県警察（主に坂出警察署）、坂出海上保安署、自衛隊等からの情報や助言に基づき、

各地域における屋内避難や移動による避難を決定することとなる。

特にこの場合，初動時には，住民や滞在者の自主的な避難に頼らざるを得ないことから，平素から，住民が緊急時にいかに対応すべきかについて問題意識を持ってもらうことが必要である。



## 第5章 救援

### 1 救援の実施

#### (1) 救援の実施

市長は、知事の権限に属する救援の実施に関する事務の一部の委任を受けたとき、又は指示を受けたときは、所要の救援に関する措置を関係機関の協力を得て行う。知事の権限に属する救援の実施に関する事務を次に示す。

- ① 収容施設の供与
- ② 食品の給与、飲料水の供給及び生活必需品の給与又は貸与
- ③ 医療の提供及び助産
- ④ 被災者の捜索及び救出
- ⑤ 埋葬及び火葬
- ⑥ 電話その他の通信設備の提供
- ⑦ 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理
- ⑧ 学用品の給与
- ⑨ 死体の捜索及び処理
- ⑩ 武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

#### (2) 救援の補助

市長は、上記で実施することとされた措置を除き、知事が実施する措置の補助を行う。

#### (3) 着上陸侵攻への対応

大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空機攻撃等の本格的な侵略事態における救援については、避難措置の指示の場合と同様、国の総合的な方針を踏まえて行うことが基本である。このため、平素から、大規模な着上陸侵攻にかかる救援を想定した具体的な対応を決めておくことは困難であり、避難の場合と同様、事態発生時に国の指示を踏まえて迅速な対応を行う。

### 2 関係機関との連携

#### (1) 県への要請

市長は、事務の一部の委任を受けた場合において、救援を実施するために必要と判断したときは、知事に対して国及び他の県に支援を求めるよう、具体的な支援内容を示して要請する。

#### (2) 他の市町との連携

市長は、事務の一部の委任を受けた場合において、救援を実施するために必要と判断したと

きは、知事に対し、県内の他の市町との調整を行うよう要請する。

### (3) 日本赤十字社との連携

市長は、事務の一部の委任を受けた場合において、知事が日本赤十字社に委託した救援の措置又はその応援の内容を踏まえ、日本赤十字社と連携しながら救援の措置を実施する。

### (4) 緊急物資の運送の求め

市長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、緊急物資の運送を求める場合は、「避難住民の輸送の求め等」（62 ページ）に準じて行う。

## 3 救援の内容

### (1) 救援の基準等

市長は、事務の一部の委任を受けた場合は「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」（平成 16 年厚生労働省告示第 343 号。以下「救援の程度及び基準」という。）及び県国民保護計画の「救援の内容」（94 ページ）に基づき、救援の措置を行う。

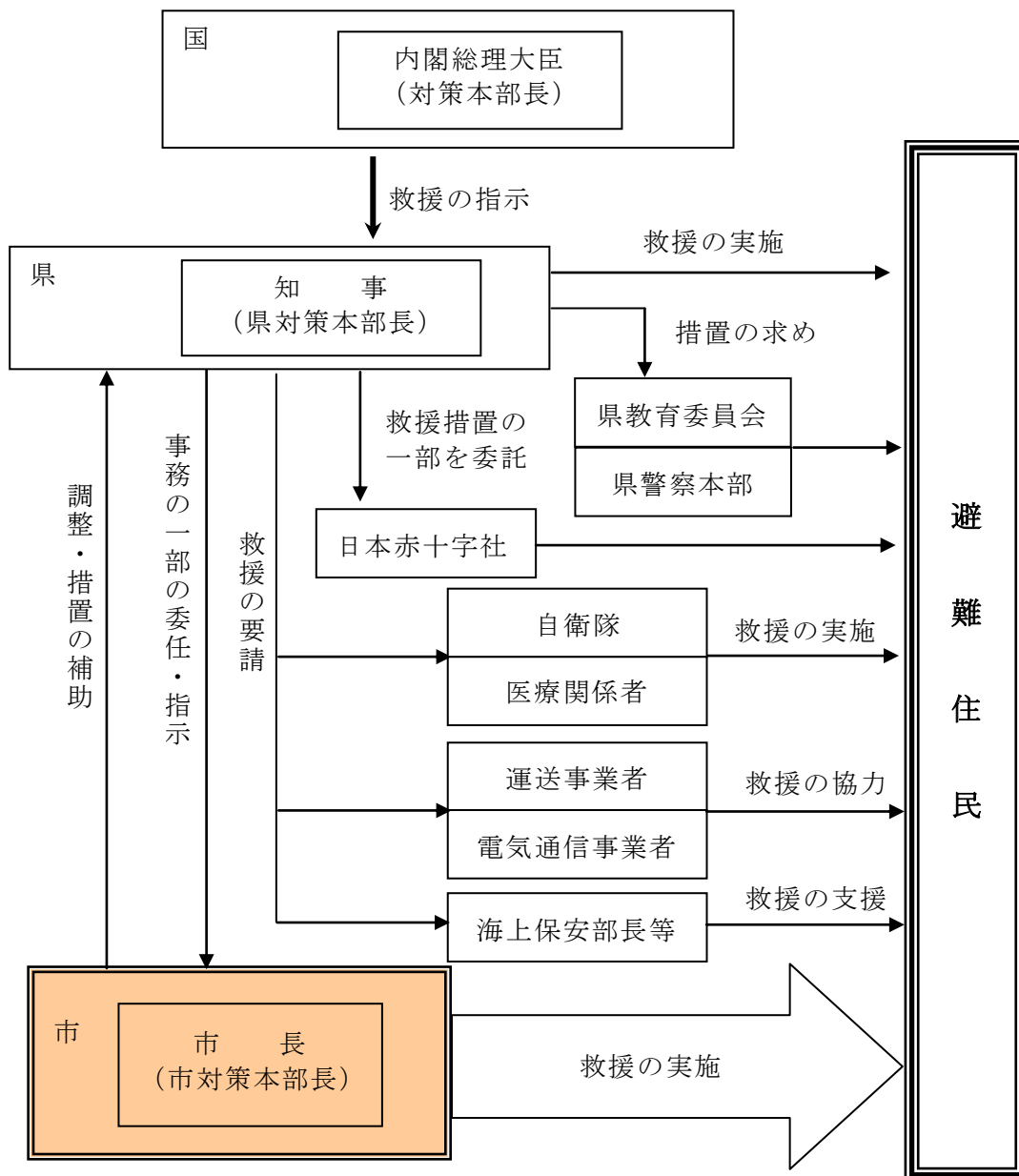
市長は、救援の程度及び基準によっては救援の適切な実施が困難であると判断する場合には、知事に対し、厚生労働大臣に特別な基準の設定についての意見を申し出るよう要請する。

### (2) 救援における県との連携

市長は、知事が集約し、所有している資料の提供を求めるなどにより、平素から準備した基礎的な資料を参考にしつつ、市対策本部内に集約された情報をもとに、救援に関する措置を実施する。

また、県と連携してNBC攻撃による特殊な医療活動の実施に留意する。

# 救援に関する措置関連図



第3編 武力攻撃事態等への  
対処

## 第6章 安否情報の収集・提供

市は、安否情報の収集及び提供を行うに当たっては、他の国民保護措置の実施状況を勘案の上、その緊急性や必要性を踏まえて行うものとし、安否情報の収集、整理及び報告並びに照会への回答について必要な事項を次のとおり定める。

### 1 安否情報の収集

#### (1) 安否情報の収集

市は、避難所において安否情報の収集を行うほか、平素から把握している医療機関、諸学校等からの情報収集、県警察（主に坂出警察署）への照会などにより安否情報の収集を行う。

また、安否情報の収集は、避難所において避難住民から任意で収集した情報のほか、住民基本台帳、外国人登録原票等、市が平素から行政事務の円滑な遂行のために保有する情報を活用して行う。

資料編資料3-4：安否情報省令に規定する様式第1、2号（収集様式）

#### (2) 安否情報収集の協力要請

市は、安否情報を保有する運送機関、医療機関、報道機関等の関係機関に対し、必要な範囲において、安否情報の提供への協力を行うよう要請する場合は、当該協力は各機関の業務の範囲内で行われるものであり、当該協力は各機関の自主的な判断に基づくものであることに留意する。

#### (3) 安否情報の整理

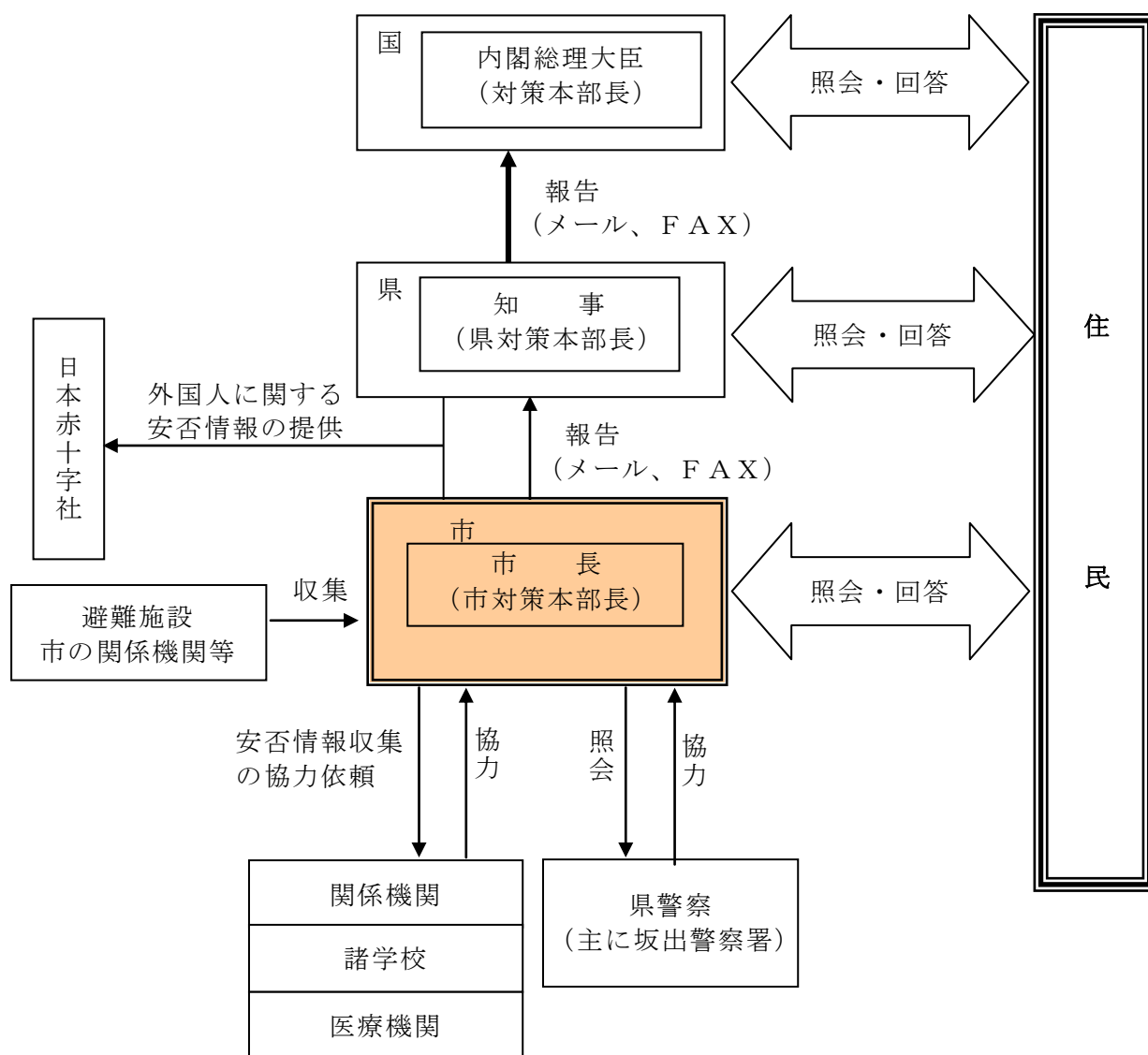
市は、県の安否情報収集における情報の正確性の確保のため、市においても自ら収集した安否情報について、できる限り重複を排除し、情報の正確性の確保を図るよう努める。この場合において、重複している情報や必ずしも真偽が定かでない情報についても、その旨がわかるように整理をしておく。

### 2 県に対する報告

市は、県への報告に当たっては、原則として、安否情報省令第2条に規定する様式第3号に必要事項を記載した書面（電磁的記録を含む。）を電子メールで県に送付する。ただし、事態が急迫してこれらの方法によることができない場合は、口頭や電話などでの報告を行う。

資料編資料2-6：安否情報省令に規定する様式第3号（報告書）

## 安否情報に関する措置関連図



### 3 安否情報の照会の受付、回答等

#### (1) 安否情報の照会の受付

- ① 市は、安否情報の照会窓口、電話及びFAX番号、メールアドレスについて、住民に周知する。
- ② 住民からの安否情報の照会については、原則として市対策本部に設置する対応窓口にて、安否情報省令第3条に規定する様式第4号に必要事項を記載した書面を提出することにより受け付ける。  
ただし、安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合や照会をしようとする者が遠隔地に居住している場合など、書面の提出によることができない場合は、口頭や電話、電子メールなどでの照会も受け付ける。
- ③ 安否情報の照会に当たっては、照会をする理由、照会にかかる者を特定するために必要な事項等を明らかにさせるとともに必要に応じて本人であることを証明する書類（運転免許証、

旅券、健康保険の被保険者証等)の提示を求めるものとする。前号ただし書きの場合であっても同様に必要な事項を明らかにさせることとする。

資料編資料 3 - 5 : 安否情報省令に規定する様式第 4 号 (照会書)

## (2) 安否情報の回答

- ① 市は、当該照会に係る者の安否情報を保有及び整理している場合には、当該照会が不当な目的によるものではない、又は照会に対する回答により知り得た事項が不当な目的に使用されるおそれがないと認めるときは、安否情報省令第 4 条に規定する様式第 5 号により、当該照会に係る者が避難住民に該当するか否か及び武力攻撃災害により死亡し、又は負傷しているか否かの別を回答する。
- ② さらに詳細な個人の情報については、市は、照会に係る者の同意があるとき又は公益上特に必要があると認めるときは、照会をしようとする者が必要とする安否情報に応じ、必要と考えられる安否情報項目を様式第 5 号により回答する。
- ③ 市は、安否情報の回答を行った場合には、当該回答を行った担当者、回答の相手の氏名や連絡先等を把握する。

資料編資料 3 - 6 : 安否情報省令に規定する様式第 5 号 (回答書)

## (3) 個人の情報の保護への配慮

- ① 安否情報は個人の情報であることにかんがみ、その取扱いについては十分留意すべきことを職員に周知徹底するなど、安否情報データの管理を徹底する。
- ② 安否情報の回答に当たっては、必要最小限の情報の回答にとどめるものとし、負傷又は疾病の状況の詳細、死亡の状況等個人情報の保護の観点から特に留意が必要な情報については、安否情報回答責任者が判断する。

## 4 日本赤十字社に対する協力

市は、日本赤十字社県支部の要請があったときは、当該要請に応じ、その保有する外国人に関する安否情報を提供する。

当該安否情報の提供に当たっても、本章の 3 の「安否情報の照会の受付、回答等」(2)、(3)と同様に、個人の情報の保護に配慮しつつ、情報の提供を行う。

## 第7章 武力攻撃災害への対処

### 第1 武力攻撃災害への対処

市は、武力攻撃災害への対処においては、災害現場における通常への対応とともに、特殊な武力攻撃災害への対応、活動時の安全の確保に留意しながら、他の機関との連携のもとで活動を行う必要があり、武力攻撃災害への対処に関して基本的な事項を次のとおり定める。

#### 1 武力攻撃災害への対処の基本的考え方

##### (1) 武力攻撃災害への対処

市長は、国や県等の関係機関と協力して、市の区域に係る武力攻撃災害への対処のために必要な措置を講じる。

##### (2) 知事への措置要請の求め

市長は、市の区域に係る武力攻撃災害が発生し、又は発生しようとしている場合において、住民の生命、身体又は財産を保護するための緊急の必要があると認めるときは、対策本部長に対し、武力攻撃災害を防除し、及び軽減するため国において必要な措置を講じるよう要請を行うことを知事に求めることができる。

##### (3) 対処に当たる職員の安全の確保

市は、武力攻撃災害への対処措置に従事する職員について、安全の確保に配慮する。

#### 2 武力攻撃災害の兆候の通報等

##### (1) 市長への通報

消防吏員は、武力攻撃に伴って発生する火災や堤防の決壊、毒素等による動物の大量死、不発弾の発見などの武力攻撃災害の兆候を発見した者から通報を受けたときは、速やかに、その旨を市長に通報する。

##### (2) 知事への通知

市長は、武力攻撃災害の兆候を発見した者、消防吏員、警察官若しくは海上保安官から通報を受けた場合において、武力攻撃災害が発生するおそれがあり、これに対処する必要があると認めるときは、速やかにその旨を知事に通知する。

#### 3 生活関連等施設の安全確保

##### (1) 生活関連等施設の状況の把握

市は、市対策本部を設置した場合においては、生活関連等施設の安全に関する情報、各施設における対応状況等の必要な情報を収集する。

## (2) 消防機関による支援

消防機関は、生活関連等施設の管理者から支援の求めがあったときは、指導、助言、連絡体制の強化、資機材の提供、職員の派遣など、可能な限り必要な支援を行う。また、自ら必要があると認めるときも、同様とする。

## (3) 市が管理する施設の安全の確保

市長は、市が管理する生活関連等施設について、当該施設の管理者としての立場から、安全確保のために必要な措置を行う。

この場合において、市長は、必要に応じ、消防機関、県警察（主に坂出警察署）、坂出海上保安署その他の行政機関に対し、支援を求める。

また、このほか、生活関連等施設以外の市が管理する施設についても、生活関連等施設における対応を参考にして、可能な範囲で警備の強化等の措置を講じる。

# 4 危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除

## (1) 危険物質等に関する措置命令

市長は、危険物質等に係る武力攻撃災害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、危険物質等の占有者、所有者、管理者その他の危険物質等を取り扱う者（「危険物質等の取扱者」という。）に対し、武力攻撃災害発生防止のための必要な措置を講じるべきことを命じる。

なお、避難住民の輸送などの措置において当該危険物質等が必要となる場合は、関係機関と市対策本部で所要の調整を行う。

危険物質等について市長が命じることができる対象及び措置について次に示す。

### ① 対象

消防本部等所在市の区域に設置される消防法第2条第7項の危険物の製造所、貯蔵所若しくは取扱所（移送取扱所を除く。）又は一の消防本部等所在市の区域のみに設置される移送取扱所において貯蔵し、又は取り扱うもの（国民保護法施行令第29条）。

### ② 措置

ア 危険物質等の取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限（消防法第12条の3）

イ 危険物質等の製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬又は消費の一時禁止又は制限（国民保護法第103条第3項第2号）。

ウ 危険物質等の所在場所の変更又はその廃棄（国民保護法第103条第3項第3号）。



## (2) 警備の強化及び危険物質等の管理状況報告

市長は、危険物質等の取扱者に対し、必要があると認めるときは、警備の強化を求める。

また、市長は、本章4項(1)の②の措置を講じるために必要があると認める場合は、危険物質等の取扱者から危険物質等の管理の状況について報告を求める。

## 第2 NBC攻撃による災害への対処等

市は、NBC攻撃による汚染が生じた場合の対処について、国による基本的な方針を踏まえた対応を行うことを基本としつつ、特に、対処の現場における初動的な応急措置を次のとおり講じる。

### (1) 応急措置の実施

市長は、NBC攻撃が行われ、知事からの協力の要請を受けた場合においては、その被害の現場における状況に照らして、現場及びその影響を受けることが予想される地域の住民に対して、退避を指示し、又は警戒区域を設定する。

市は、保有する装備・資機材等により、対応可能な範囲内で関係機関とともに、原因物質の特定、被災者の救助等の活動を行う。

### (2) 国の方針に基づく措置の実施

市は、内閣総理大臣が、関係大臣を指揮して、汚染拡大防止のための措置を講じる場合においては、内閣総理大臣の基本的な方針及びそれに基づく各省庁における活動内容について、県を通じて国から必要な情報を入手するとともに、当該方針に基づいて所要の措置を講じる。

### (3) 関係機関との連携

市長は、NBC攻撃が行われ、知事からの協力の要請を受けた場合は、市対策本部において、消防機関、県警察（主に坂出警察署）、坂出海上保安署、自衛隊、医療関係機関等と被害に関する情報や関係機関の有する専門的知見、対処能力等に関する情報を共有し、必要な対処を行う。

その際、必要により現地調整所を設置し（又は関係機関によりすでに設置されている場合には、職員を参画させ）、現場における関係機関の活動調整の円滑化を図るとともに、市長は、現地調整所の職員から最新の情報についての報告を受けて、当該情報をもとに、県に対して必要な資機材や応援等の要請を行う。

### (4) 汚染原因に応じた対応

市は、NBC攻撃のそれぞれの汚染原因に応じて、国及び県との連携の下、それぞれ次の点に留意して措置を講じる。

#### ① 核攻撃等の場合

消防機関等措置にあたる要員は、内閣総理大臣の指揮、知事からの協力要請等により、対策本部長の調整のもと防護服を着用する等、安全を図るための措置を講じた上で、被ばく線

量の管理を行いつつ、可能な限り迅速に救助・救急活動を行うとともに、汚染物質に関する情報を関係機関と共有する。また、市長は、警戒区域の設定等の措置を講じる。

② 生物剤による攻撃

消防機関等措置にあたる要員は、内閣総理大臣の指揮、知事からの協力要請等により、対策本部長の調整のもと防護服を着用する等、安全を図るための措置を講じた上で、汚染の原因物質の特定のため、適宜検知を実施し、その情報を関係機関で共有する。

また、県が実施する患者の移送については、ワクチン接種を行うなど所要の防護措置を講じた上で協力する。また、市長は、警戒区域の設定等の措置を講じる。

③ 化学剤による攻撃

消防機関等措置にあたる要員は、内閣総理大臣の指揮、知事からの協力要請等により、対策本部長の調整のもと防護服を着用する等、安全を図るための措置を講じた上で、迅速な原因物質の特定のため適宜検知を実施し、その情報を関係機関で共有し、汚染地域の範囲の特定、被災者の救助・救急活動及び除染等汚染の拡大の防止のための措置を講じる。市長は、また警戒区域の設定等の措置を講じる。

(5) 市長又は消防長の権限

市長又は消防長は、知事より放射線物質等による汚染の拡大を防止するため協力の要請があったときは、措置の実施に当たり、県警察等関係機関と調整しつつ次の表に掲げる権限を行使する。

	対象物件等	対象	措置
1号	汚染され、汚染された疑いのある 飲食物、衣類、寝具その他の物件	占有者	・移動の制限、禁止 ・廃棄 を命ずる。
2号	汚染され、汚染された疑いのある 生活の用に供する水	管理者	・使用の制限、禁止 ・給水の制限、禁止 を命ずる。
3号	汚染され、汚染された疑いのある 死体		・移動を制限、禁止
4号	汚染され、汚染された疑いのある 飲食物、衣類、寝具その他の物件		・廃棄
5号	汚染され、汚染された疑いのある 建物		・立入りを制限、禁止 ・封鎖
6号	汚染され、汚染された疑いのある 場所		・交通を制限、遮断

市長又は消防長は、上記表中の第1号から第4号までに掲げる権限を行使するときは、当該措置の名あて人に対し、次の表に掲げる事項を通知する。ただし、差し迫った必要があるとき

は、当該措置を講じた後、相当の期間内に同事項を当該措置の名あて人（上記表中の占有者、管理者等）に通知する。

上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使するときは、適当な場所に次の表に掲げる事項を掲示する。ただし、差し迫った必要があるときはその職員が現場で指示を行う。

1	当該措置を講じる旨
2	当該措置を講じる理由
3	当該措置の対象となる物件、生活の用に供する水又は死体 (上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使する場合にあつては、当該措置の対象となる建物又は場所)
4	当該措置を講じる時期
5	当該措置の内容

#### (6) 要員の安全の確保

市長又は消防長は、NBC攻撃を受けた場合、武力攻撃災害の状況等の情報を現地調整所や県から積極的な収集に努め、当該情報を速やかに提供するなどにより、応急対策を講じる要員の安全の確保に配慮する。

### 第3 応急措置等

市は、武力攻撃災害が発生した場合において、特に必要があると認めるときは、自らの判断に基づき、退避の指示や警戒区域の設定を行うことが必要であり、それぞれの措置の実施に必要な事項について、次のとおり定める。

#### 1 退避の指示

##### (1) 退避の指示

市長は、武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、当該武力攻撃災害による住民の生命、身体、又は財産に対する危険を防止するため、緊急の必要があると認めるときは、必要と認める地域の住民に対し退避（屋内への避難を含む。）の指示を行う。

この場合において、退避の指示に際し、必要により現地調整所を設けて（又は、関係機関によりすでに設置されている場合には、職員を早急に派遣し）、関係機関との情報の共有や活動内容の調整を行う。

##### ① 退避の指示について

退避の指示は、武力攻撃災害に伴う目の危険を一時的に避けるため、特に必要がある場合に地域の実情に精通している市長が独自の判断で住民を一時的に退避させるものである。

ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合には、住民に危険が及ぶことを防止するため、県の対

策本部長による避難の指示を待ついとまがない場合もあることから、市長は、被害発生の現場からの情報を受けて、その緊急性等を勘案して付近の住民に退避の指示をする。

## ② 退避の指示（一例）

ア 「〇〇町×丁目，△△町〇丁目」地区の住民については、外での移動に危険が生じるため、近隣の堅牢な建物や地下街など屋内に一時退避すること。

イ 「〇〇町×丁目，△△町〇丁目」地区の住民については、〇〇地区の△△（一時）避難場所へ退避すること。

## (2) 屋内退避の指示について

市長は、住民に退避の指示を行う場合において、その場から移動するよりも屋内に留まる方がより危険性が少ないと考えられるときには「屋内への退避」を指示する。「屋内への退避」は、次のような場合に行う。

- ① NBC攻撃と判断されるような場合において、住民に何ら防護手段がなく、移動するよりも外気からの密閉性の高い屋内の部屋に留まる方がより危険性が少ないと考えられるとき。
- ② ゲリラや特殊部隊の行動の実態等についての情報がない場合において、屋外で移動するよりも屋内に留まる方が不要の攻撃に巻き込まれるおそれが少ないと考えられるとき。

## (3) 退避の指示に伴う措置等

- ① 市は、退避の指示を行ったときは、市防災行政無線、広報車等により速やかに住民に伝達するとともに、放送事業者に対してその内容を連絡する。また、退避の指示を行った旨を知事に通知する。

退避の必要がなくなったとして指示を解除した場合は、直ちにその旨の公示及び知事への通知を行う。

- ② 市長は、警察官又は海上保安官に退避の指示を行うよう要請した場合も含め、知事、警察官、海上保安官又は自衛官から退避の指示をした旨の通知を受けた場合は、退避の指示を行った理由、指示の内容等について情報の共有を図り、退避の実施に伴い、必要な活動について調整を行う。また、知事から通知を受けた場合を除き、退避の指示が行われた旨を知事に通知する。

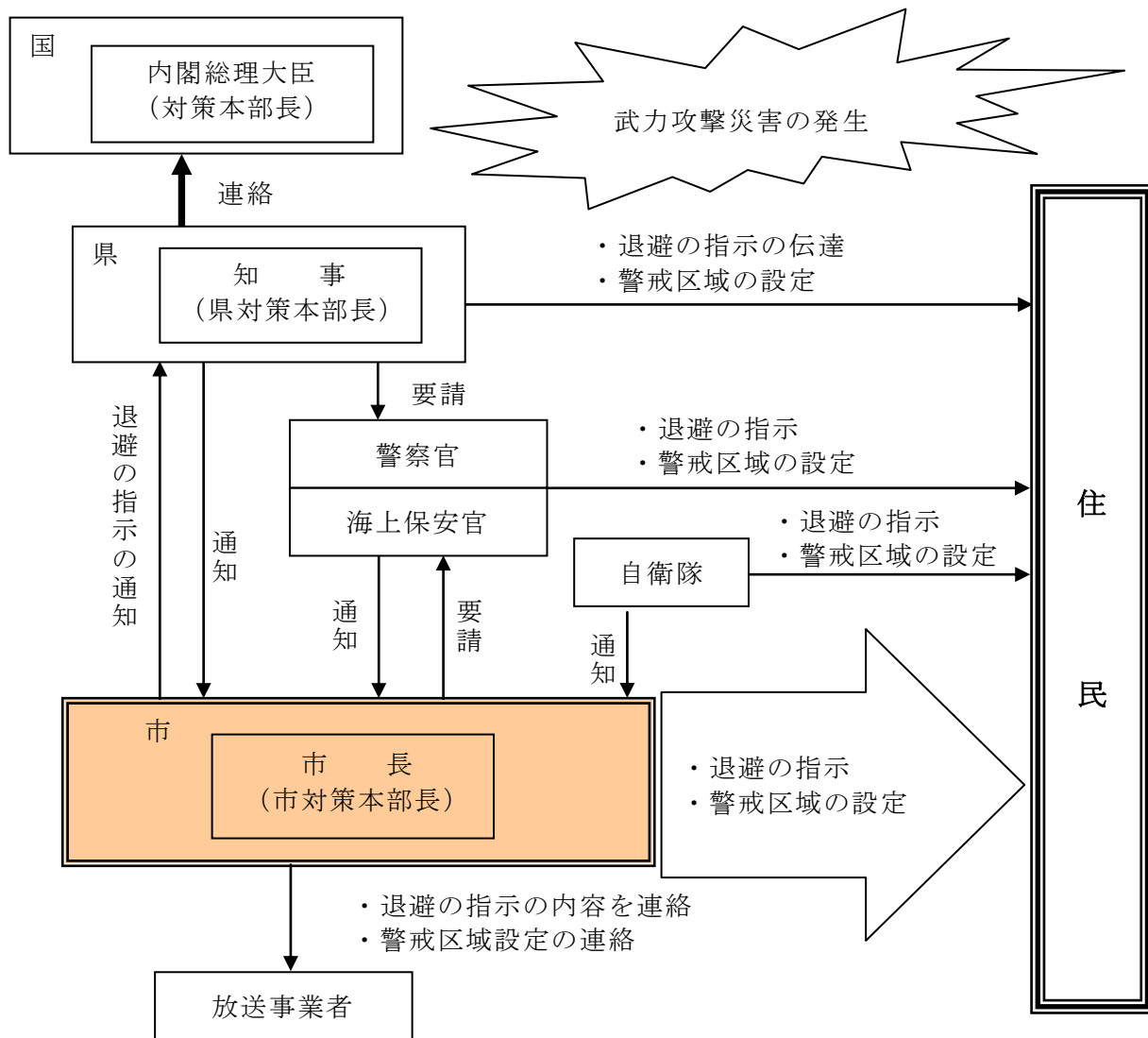
## (4) 安全の確保等

- ① 市長は、退避の指示を住民に伝達する市の職員に対して、二次被害が生じないよう国及び県からの情報や市で把握した武力攻撃災害の状況、関係機関の活動状況等についての最新情報を共有するほか、消防機関、県警察（主に坂出警察署）、坂出海上保安署等と現地調整所等において連携を密にし、活動時の安全の確保に配慮する。
- ② 市の職員及び消防職団員が、退避の指示に係る地域において活動する際には、市長は、必要に応じて、県警察（主に坂出警察署）、坂出海上保安署、自衛隊の意見を聞くなど安全確認を行った上で活動させるとともに、各職員が最新の情報を入手できるよう緊急の連絡手段

を確保し、また、地域からの退避方法等の確認を行う。

- ③ 市長は、退避の指示を行う市の職員に対して、武力攻撃事態等においては必ず特殊標章等を交付し、着用させる。

### 応急措置等（退避の指示、警戒区域の設定）に関する措置関連図



## 2 警戒区域の設定

### (1) 警戒区域の設定

市長は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民からの通報内容、関係機関からの情報提供、現地調整所等における関係機関の助言等から判断し、住民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行う。

警戒区域の設定は、武力攻撃災害に伴う目の危険を避けるため、特に必要がある場合において、退避の指示と同様に地域の実情に精通している市長が独自の判断で一時的な立入制限区

域を設けるものである。警戒区域は、一定の区域をロープ等で明示し、当該区域内への立入制限等への違反については、国民保護法第193条による罰則を科して履行を担保する点で退避の指示とは異なるものである。

## (2) 警戒区域の設定に伴う措置等

- ① 市長は、警戒区域の設定に際しては、市対策本部に集約された情報のほか、県警察（主に坂出警察署）、坂出海上保安署、自衛隊からの助言を踏まえて、その範囲を決定する。また、事態の状況の変化等を踏まえて、警戒区域の範囲の変更を行う。NBC攻撃等により汚染された可能性のある地域については、専門的な知見や装備等を有する機関に対して、必要な情報の提供を求め、その助言を踏まえて区域を設定する。
- ② 市長は、警戒区域の設定に当たっては、ロープ、標示板等で区域を明示し、広報車等を活用し、住民に広報・周知する。また、放送事業者に対してその内容を連絡する。
- ③ 市長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講じる者以外の者に対し、当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命じる。
- ④ 市長は、交通の要所に職員を配置し、消防機関、県警察（主に坂出警察署）、坂出海上保安署等と連携して車両及び住民が立ち入らないよう必要な措置を講じるとともに、不測の事態に迅速に対応できるよう現地調整所等における関係機関との情報共有にもとづき、緊急時の連絡体制を確保する。
- ⑤ 市長は、警察官又は海上保安官に退避の指示を行うよう要請した場合を含め、知事、警察官、海上保安官又は自衛官から警戒区域の設定を行った旨の通知を受けた場合は、警戒区域を設定する理由、設定範囲等について情報の共有を図り、警戒区域の設定に伴い、必要な活動について調整を行う。

## (3) 安全の確保

市長は、警戒区域の設定を行った場合についても、退避の指示の場合と同様、区域内で活動する職員の安全の確保を図る。

## 3 応急公用負担等

### (1) 市長の事前措置

市長は、武力攻撃災害が発生するおそれがあるときは、武力攻撃災害を拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し、武力攻撃災害の拡大を防止するために必要な限度において、当該設備又は物件の除去、保安その他必要な措置を講じるよう指示する。

また、市長は警察署長又は海上保安部長等に上記事前措置の指示を行うよう要請することができる。

### (2) 応急公用負担

市長は、武力攻撃事態が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、武力攻撃災害への対処に関する措置を講じるため緊急の必要があると認めるときは、次に掲げる措置を講じる。

- ① 他人の土地、建物その他の工作物の一時使用又は土石、竹木その他の物件の使用若しくは収用。
- ② 武力攻撃災害を受けた現場の工作物又は物件で、当該武力攻撃災害への対処に関する措置の実施の支障となるもの（以下、「工作物等」という。）の除去、その他必要な措置（工作物等を除去したときは、保管。）。

## 4 消防に関する措置等

### (1) 市が行う措置

市長は、消防機関による武力攻撃災害への対処措置が適切に行われるよう、武力攻撃等や被害情報の早急な把握に努めるとともに、県警察（主に坂出警察署）等と連携し、効率的かつ安全な活動が行われるよう必要な措置を講じる。

### (2) 消防機関の活動

消防機関は、その施設及び人員を活用して、国民保護法のほか、消防組織法、消防法その他の法令に基づき、武力攻撃災害から住民を保護するため、消防職団員の活動上の安全確保に留意しつつ、消火活動及び救助・救急活動等を行い、武力攻撃災害を防除し、及び軽減する。

この場合において、消防本部は、その装備・資機材・人員・技能等を活用し武力攻撃災害への対処を行うとともに、消防団は、消防長又は消防署長の所轄の下で、消防団が保有する装備・資機材等の活動能力に応じ地域の実状に即した活動を行う。

### (3) 消防相互応援協定等に基づく応援要請

市長は、市の消防力では対処できないと判断した場合は、知事又は他の市町長に対し、相互応援協定等に基づく消防の応援要請を行う。

### (4) 緊急消防援助隊の応援要請

市長は、(3)による消防の応援のみでは十分な対応が取れないと判断した場合又は武力攻撃災害の規模等に照らし緊急を要するなど必要と判断した場合は、「緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画」（平成 16 年 2 月 6 日消防震第 9 号）及び「緊急消防援助隊運用要綱」（平成 16 年 3 月 26 日消防震第 19 号）に基づき、知事を通じ又は、必要に応じ、直接に消防庁長官に対し、緊急消防援助隊による消火活動及び救助・救急活動の応援等を要請する。

### (5) 消防の応援の受入れ体制の確立

市長は、消防に関する応援要請を行ったとき及び消防庁長官の指示により他地域から本市へ

の緊急消防援助隊の出動に関する指示が行われた場合、これらの消防部隊の応援が円滑かつ適切に行なわれるよう、県知事と連携し、出動部隊に関する情報を収集するとともに、活動拠点等に関する調整や指揮体制の確立を図るなど、消防の応援の受入れに関して必要な事項の調整を行う。

#### (6) 消防の相互応援に関する出動

市長は、他の被災市町の長から相互応援協定等に基づく応援要請があった場合及び消防庁長官による緊急消防援助隊の出動指示があった場合に伴う消防の応援を迅速かつ円滑に実施するために、武力攻撃災害の発生状況を考慮し、知事との連絡体制を確保するとともに、消防長と連携し、出動可能な消防部隊の把握を行うなど、消防の応援出動等のための必要な措置を行う。

#### (7) 医療機関との連携

市長は、消防本部とともに、搬送先の選定、搬送先への被害情報の提供、トリアージの実施等について医療機関と緊密な連携のとれた活動を行う。

#### (8) 安全の確保

- ① 市長は、消火活動及び救助・救急活動等を行う要員に対し、二次被害を生じることがないように、国対策本部及び県対策本部からの情報を市対策本部に集約し、全ての最新情報を提供するとともに、県警察（主に坂出警察署）等との連携した活動体制を確立するなど、安全の確保のための必要な措置を行う。
- ② その際市長は、必要により現地に職員を派遣し、消防機関、県警察（主に坂出警察署）、坂出海上保安署、自衛隊等と共に現地調整所を設けて、各機関の情報の共有、連絡調整にあたらせるとともに、市対策本部との連絡を確保させるなど安全の確保のための必要な措置を行う。
- ③ 市の区域が被害を受けていない場合、市長は、知事又は消防庁長官から消防の応援等の指示を受けたときは、武力攻撃の状況及び予測、武力攻撃災害の状況、災害の種別、防護可能な資機材、設備、薬剤等に関する情報を収集するとともに、出動する要員に対し情報の提供及び支援を行う。
- ④ 消防団は、施設・装備・資機材及び通常の活動体制を考慮し、災害現場においては、消防本部と連携し、その活動支援を行うなど団員に危険が及ばない範囲に限定して活動する。
- ⑤ 市長、消防長は、特に現場で活動する消防職団員に対し、必ず特殊標章等を交付し着用させるものとする。



## 第8章 石油コンビナート等に係る武力攻撃災害への対処

石油コンビナート等特別防災区域では、石油、高圧ガス等の危険物質が大量に貯蔵・取扱いされており、武力攻撃事態等により重大な被害が発生するおそれがあるため、特別な注意を払う必要がある。

番の州地区石油コンビナート等特別防災区域（本章において、「特別防災区域」という。）における武力攻撃災害への対処は、原則として、県コンビナート防災計画に定められた措置に準じるものとし、県コンビナート防災計画に定める措置を行う。

また、石油コンビナート等は危険物質等の取扱所として生活関連等施設に該当することから、石災法に基づく対処に加えて、生活関連等施設に関する措置及び危険物質等の取扱所に関する措置を講じる。

武力攻撃災害への対処に当たり必要な事項について次のとおり定める。

### 1 武力攻撃災害への対処に対する基本的考え方

#### (1) 関係機関との連携

市は、平素から特別防災区域における武力攻撃災害に対し、迅速かつ効率的に対応できるよう、県、特定事業者及びその他の石災法第27条第3項第4号に定められる関係機関（以下「防災関係機関」という。）との連携体制を整備する。

特に、特別防災区域内に所在する特定事業所プラント等において相互に関連する部分が多いため、特別防災区域に係る被害については、特別防災区域の事業者が共同して対処する必要がある。

#### (2) 住民の生命、身体及び財産の保護

市は、県、特定事業者及びその他の防災関係機関とともに、特別防災区域に係る災害の発生及び拡大の防止等に関する総合的な施策の推進を図り、災害から市民の生命、身体及び財産の保護に最大限の努力をする。

### 2 平素からの備え

#### (1) 情報の収集及び伝達

市は、特別防災区域に武力攻撃事態が発生した場合、県、特定事業者及びその他の防災関係機関と正確な情報収集及び伝達が可能となるように連絡体制を整備するとともに、市対策本部等実施体制の迅速な確立を図る。

#### (2) 訓練の実施

県、市、特定事業者及びその他の防災関係機関は、単独又は共同で災害応急対策のための実践的技能の向上、一体的活動体制の確立等を目的とする防災訓練を実施するものとする。

### (3) 防災資機材等の整備強化

市は、特定事業者及びその他の防災関係機関とともに、県コンビナート防災計画に準拠し、特別防災区域に係る災害の予防及び応急対策に必要な防災資機材等の整備強化を図るとともに、その状況を常に把握し、相互協力により応急対策を効果的に実施するものとする。

## 3 武力攻撃災害への対処

### (1) 通報体制の整備

特定事業所において異常現象の発生を発見した者は、直ちに、その旨を消防本部（海上の異常現象の場合には、高松海上保安部）へ通報しなければならない。

また、坂出市消防本部は、第一報の通報を受けた場合、簡潔かつ瞬速に香川県石油コンビナート等防災本部、県警察（主に坂出警察署）、坂出海上保安署へ通報を行うものとする。

### (2) 武力攻撃災害の発生、拡大の防止

市は、特別防災区域において武力攻撃災害が発生した場合、又はまさに発生しようとしている場合において、県コンビナート防災計画に準拠し、情報収集連絡体制の確立を図るとともに、香川県石油コンビナート等現地防災本部を設置し、災害の発生、拡大の防止のための必要な措置を直ちにとる。

なお、市長は、知事より市対策本部を設置すべき市の指定の通知を受けた場合は、直ちに市対策本部に切り替える。

### (3) 住民の避難等の措置

市は、県の対策本部長により警報の内容の通知を受け、避難措置の指示が行われた場合には、当該指示の内容を踏まえて、住民に対し避難を指示する。この場合において、避難の指示及び避難誘導に関する具体的な措置は、県コンビナート防災計画に定められた手順、体制によって実施する。

### (4) 要員の安全の確保

防災関係機関は、特別防災区域において、応急措置、応急対策及び情報収集の措置を講じる要員の安全の確保に配慮する。

## 第9章 島嶼部における全島避難

市は、島嶼部の住民の避難について国〔内閣官房・国土交通省〕から示された「離島の住民の避難に係る運送事業者の航空機や船舶の使用等についての基本的な考え方」（平成17年12月19日閣副安危第498号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官（事態法制企画担当）通知、国政調第169号国土交通省性政策統括官付政策調整官（危機管理担当）通知）を踏まえ、可能な限り全住民の避難を視野に入れた体制を整備するものとする。この場合において、市は、県及び指定地方公共機関との連携協力に努める。

### 1 平素からの備え

#### (1) 基本的考え方

島内の港湾等までの避難住民の誘導については、自主防災組織等の協力を得て市が中心となってい、そこから避難先地域までの避難住民の誘導については県が市を最大限支援することを基本とする。

市は、防災に関する体制を最大限活用するとともに、国、県それぞれが収集した情報等について、平素から共有し、避難住民の誘導が的確かつ迅速に実施できるよう備えるものとする。

避難に際しては、瀬戸大橋が架かっていない小与島については、船舶等による避難、それ以外の櫃石島、岩黒島、与島の3島に関しては、前述による避難と瀬戸大橋が通行可能な場合には、住民等が自ら保有する車両を含め、瀬戸大橋を利用した車両による避難との併用を基本とする。

#### (2) 市の対応

- ① 住民及び滞在者の概数の把握
- ② 島内の港湾等までの輸送体制
- ③ 市保有の住民の避難に活用が可能な車両、船舶等の輸送能力の把握
- ④ 県並びに運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関との間の連絡窓口の設定、連絡方法の確立等連絡体制の整備
- ⑤ 住民が保有する車両、船舶等の輸送能力の把握
- ⑥ 県保有の住民の避難に活用が可能な車両、船舶、航空機の輸送能力の把握
- ⑦ 武力攻撃事態等における瀬戸中央自動車道の通行に関する本州四国連絡高速道路㈱との協議
- ⑧ 運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関の輸送力の把握

### 2 武力攻撃事態等における対応

#### (1) 基本的考え方

市が避難住民の輸送のために取りうる手段としては、次の方法が考えられる。

- ① 運送事業者である指定公共機関又は知事が指定した指定地方公共機関に対して避難住民の輸送を求める。
- ② 市が保有する車両及び船舶を利用して避難住民を輸送する。
- ③ 知事に、防衛省、海上保安庁に対して、その保有する航空機及び船舶等による避難住民の輸送の要請を行うよう求める。また、県の保有する航空機による避難住民の輸送を要請する。

## (2) 市の対応

### ① 避難実施要領の策定

市は、知事の避難の指示で示された主要な避難の経路、避難のための交通手段その他避難の方法、県国民保護対策本部からの情報等を踏まえ、輸送手段を効率的に活用できるよう島内の地域を分割するなどして、避難の時期、避難の経路、避難の手段等を決定し、あらかじめ定めた避難実施要領のパターンを基に、県警察（主に坂出警察署）その他の関係機関の意見を聴いて、避難実施要領を定める。

### ② 知事に対する応援の要請

市長は、避難住民の誘導を実施するため必要があると認めるときは、知事に対し、応援を求める。

### ③ 海上保安署等に対する要請の求め

市長は、坂出海上保安署又は自衛隊の部隊等による避難住民の輸送が特に必要であると認めるときは、知事に対し、要請を行うよう求める。

## 3 安全の確保

市は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、避難住民の輸送を求め、又は指示しようとする場合には、関係機関及びその職員に危険が及ぶことがないように、当該指定公共機関又は指定地方公共機関に当該輸送を的確かつ安全に実施するために必要な情報を随時十分に提供すること等により、関係機関及び職員の安全確保に十分に配慮するものとする。

## 第10章 被災情報の収集及び報告

市は、被災情報を収集するとともに、知事に報告することとされていることから、被災情報の収集及び報告に当たり必要な事項について、次のとおり定める。

- ① 市は、電話、市防災行政無線その他の情報通信手段により、武力攻撃災害が発生した日時及び場所又は地域、発生した武力攻撃災害の状況の概要、人的及び物的被害の状況等の被災情報について収集する。
- ② 市は、被災情報の収集に当たっては消防機関、県警察（主に坂出警察署）、坂出海上保安署等との連絡を密にするとともに、特に消防機関は、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ消防車両等を活用した情報の収集を行う。
- ③ 市長は、自ら収集した被災情報を「火災・災害等即報要領」（昭和59年10月15日付け消防第267号消防庁長官通知）に基づき、電子メール、FAX等により直ちに知事に第一報を報告する。
- ④ 市長は、第一報を県に報告した後も、随時被災情報の収集に努めるとともに、収集した情報についてあらかじめ定められた様式に従い、電子メール、FAX等により県が指定する時間に知事に報告する。なお、新たに重大な被害が発生した場合など、市長が必要と判断した場合には、直ちに「火災・災害等即報要領」に基づき、知事に報告する。

資料編資料2-7：被災情報の報告様式

## 第11章 保健衛生の確保その他の措置

市は、避難所等の保健衛生の確保を図り、武力攻撃災害により発生した廃棄物の処理を適切かつ迅速に行うことが重要であることから、保健衛生の確保その他の措置に必要な事項について、次のとおり定める。

### 1 保健衛生の確保

市は、避難先地域における避難住民等についての健康状況等を把握し、その状況に応じて、地域防災計画に準じて、次に掲げる措置を実施する。

#### (1) 保健衛生対策

市は、避難先地域において県と連携し、医師等保健医療関係者による巡回健康相談等を実施するとともに必要に応じ、健康相談窓口を設置するよう努める。この場合において、災害時要援護者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行う。

#### (2) 防疫対策

市は、避難住民等が生活環境の悪化、病原体に対する抵抗力の低下による感染症等の発生を防ぐため、県等と連携し感染症予防のための啓発、健康診断及び消毒等の措置を実施する。

#### (3) 食品衛生確保対策

市は、避難先地域における食中毒を防止するため、県と連携し、食品等の衛生確保のための措置を実施する。

#### (4) 飲料水衛生確保対策

市は、避難先地域における感染症等の防止をするため、県と連携し、飲料水確保、飲料水の衛生確保のための措置及び飲料水に関して保健衛生上留意すべき事項等についての住民に対して情報提供を実施する。

#### (5) 栄養指導対策

市は、避難先地域の住民等の健康維持のため、栄養管理、栄養相談及び指導を県と連携し実施する。

### 2 廃棄物の処理

#### (1) 廃棄物処理の特例

- ① 市は、国民保護法第124条第1項により環境大臣が指定する特例地域においては、県と連携し「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和45年12月25日法律第137号）第7条第1項本文等の規定による許可を受けていない者に対して、必要に応じ、国民保護法第124

条第 2 項により環境大臣が定める特例基準に定めるところにより、廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行わせる。

- ② 市は、①により廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者により特例基準に適合しない廃棄物の収集、運搬又は処分が行われたことが判明したときは、速やかにその者に対し、期限を定めて廃棄物の収集、運搬又は処分の方法の変更その他の必要な措置を講ずべきことを指示するなど、特例基準に従うよう指導する。

## (2) 廃棄物処理対策

- ① 市は、地域防災計画の定めに基づいて「震災廃棄物対策指針」（平成 10 年厚生省生活衛生局作成）等を参考としつつ、廃棄物処理体制を整備する。
- ② 市は、廃棄物関連施設などの被害状況の把握を行うとともに、処理能力が不足する、又は不足すると予想される場合については、県に対して他の市町との応援等にかかる要請を行う。

## 第12章 国民生活の安定に関する措置

市は、武力攻撃事態等においては、水の安定的な供給その他の国民生活の安定に関する措置について、次のとおり定める。

### 1 生活関連物資等の価格安定

市は、武力攻撃事態等において、物価の安定及び国民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は国民経済上重要な物資若しくは役務（以下「生活関連物資等」という。）の適切な供給を図る必要があることから、価格が高騰しないよう又買占め及び売惜しみが生じないよう県等の関係機関が実施する措置に協力する。

### 2 避難住民等の生活安定等

#### (1) 被災児童生徒等に対する教育

市教育委員会は、県教育委員会と連携し、避難先での学習機会の確保、教科書の供給、授業料の減免、被災による生活困窮家庭の児童生徒に対する就学援助等、被災した児童生徒等に対する教育に支障が生じないよう適切な措置を講じる。

また、避難住民等が被災地に復帰する際の必要に応じた学校施設の応急復旧等を関係機関と連携し、適切な措置を講じる。

#### (2) 公的徴収金の減免等

市は、避難住民等の負担軽減のため、法令及び条例の定めるところにより、市税に関する申告、申請及び請求等の書類の提出、納付又は納入に関する期限の延長並びに市税（延滞金を含む。）の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

### 3 生活基盤等の確保

#### (1) 水の安定的な供給

① 水道事業者である市は、消毒その他衛生上の措置、知事からの協力の要請その他被害状況に応じた送水停止等、武力攻撃事態等において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講じる。

② 市は、地域防災計画の定めに基づいて、水道水の供給体制を整備する。

③ 市は、水道施設の被害状況の把握を行うとともに、供給能力が不足する、又は不足すると予想される場合については、県に対して水道用水の緊急応援にかかる要請を行う。

#### (2) 公共的施設の適切な管理

道路及び港湾の管理者である市は、施設の状況確認、安全の維持等を行い、当該公共的施設を適切に管理する。



# 第13章 特殊標章等の交付及び管理

市は、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書に規定する特殊標章及び身分証明書（以下「特殊標章等」という。）を交付及び管理することとなるため、特殊標章等の適切な交付及び管理に必要な事項について、次のとおり定める。

## (1) 特殊標章等の意義について

「千九百四十九年八月十二日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（第一追加議定書）」において規定される国際的な特殊標章等は、国民保護措置に係る職務、業務又は協力（以下この章において「職務等」という。）を行う者及びこれらの者が行う職務等に使用される場所若しくは車両、船舶、航空機等（以下この章において「場所等」という。）を識別するために使用することができ、それらは、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書の規定に従って保護される。

## (2) 特殊標章等

### ① 特殊標章

第一追加議定書第 66 条 3 に規定される国際的な特殊標章。（オレンジ色地に青の正三角形。）

### ② 身分証明書

第一追加議定書第 66 条 3 に規定される身分証明書。（様式のひな型は下記のとおり。）

### ③ 識別対象

ア 国民保護措置に係る職務を行う者。

イ 国民保護措置に係る職務、業務又は協力のために使用される場所等。

### 特殊標章の図柄



（オレンジ色地に青の正三角形）

【様式 4】

身分証明書の様式

表面

	(この証明書を交付等する許可権者の名を記載するための余白)	
身分証明書 IDENTITY CARD		
国民保護措置に係る職務等を行う者用 for civil defence personnel		
氏名/Name -----		
生年月日/Date of birth -----		
この証明書の所持者は、次の資格において、1949年8月12日のジュネーヴ諸条約及び1949年8月12日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書1）によって保護される。 The holder of this card is protected by the Geneva Conventions of 12 August 1949, and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts (Protocol I) in his capacity as		
交付等の年月日/Date of issue -----	証明書番号/No. of card -----	
許可権者の署名/Signature of issuing authority		
有効期間の満了日/Date of expiry -----		

裏面

身長/Height -----	眼の色/Eyes -----	髪の色/Hair -----
その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks or information:		
色写真/Color photo -----		
所持者の写真 PHOTO OF HOLDER		
印章/Stamp	所持者の署名/Signature of holder	

（日本工業規格A7（横74ミリメートル、縦105ミリメートル））

### (3) 特殊標章等の交付及び管理

市長、消防長及び水防管理者は、「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン」（平成 17 年 8 月 2 日閣副安危第 3 2 1 号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官（事態法制担当）通知）に基づき、具体的な交付要綱を作成した上で、それぞれ以下に示す職員等に対し、特殊標章等を交付及び使用させる。

#### ① 市長

- ・市の職員（消防長の所轄の消防職員を除く。）で国民保護措置に係る職務を行うもの
  - ・消防団長及び消防団員
  - ・市長の委託により、国民保護措置に係る業務を行う者
  - ・市長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

#### ② 消防長

- ・消防長の所轄の消防職員で国民保護措置に係る職務を行うもの
- ・消防長の委託により、国民保護措置に係る業務を行う者
- ・消防長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

#### ③ 水防管理者

- ・水防管理者の委託により、国民保護措置に係る業務を行う者
- ・水防管理者が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

### (4) 特殊標章等に係る普及啓発

市は、国及び県その他関係機関と協力しつつ、特殊標章等の意義及びその使用に当たっての濫用防止について、教育や学習の場などの様々な機会を通じて啓発に努める。